

令和8年第1回
笠間市議会定例会会議録 第3号

令和8年3月11日 午前10時00分開議

出席議員

議長	22番	畑岡洋二君
副議長	9番	田村幸子君
	1番	長谷川愛子君
	2番	酒井正輝君
	3番	河原井信之君
	4番	鈴木宏治君
	5番	川村和夫君
	6番	坂本奈央子君
	7番	安見貴志君
	10番	益子康子君
	11番	林田美代子君
	12番	田村泰之君
	13番	村上寿之君
	14番	石井栄君
	15番	飯田正憲君
	16番	西山猛君
	17番	石松俊雄君
	18番	大貫千尋君
	19番	大関久義君
	20番	小藺江一三君
	21番	石崎勝三君

欠席議員

なし

出席説明者

市長	山口伸樹君
副市長	近藤慶一君
教育長	小沼公道君

市長公室長	堀江正勝君
政策企画部長	北野高史君
総務部長	瀬谷昌巳君
環境推進部長	小里貴樹君
保健福祉部長	堀内信彦君
こども部長	深澤充君
市立病院事務局長	鈴木昭彦君
産業経済部長	礮山浩行君
都市建設部長	田中博君
上下水道部長	植本純平君
教育部長	松本浩行君
消防長	谷口哲也君
会計管理者	鶴田宏之君
笠間支所長	根本薫君
岩間支所長	橋本祐一君
企画政策課長	森望君
企画政策課長補佐	井坂亜紀子君
財政課長	本岡亜紀君
財政課長補佐	橋本貴文君
環境政策課長	大内光広君
環境政策課長補佐	持丸博之君
脱炭素推進室長	藤枝諭君
健康医療政策課長	小松崎守君
健康医療政策課長補佐	青木美穂子君
こども政策課長	根本由美君
こども政策課長補佐	岡部隆君
こども政策課長補佐	高瀬修一君
統括支援員	矢野郁子君
こども福祉課長	宮本隆君
こども福祉課長補佐	後藤尚美君
経営管理課長	斎藤直樹君
経営管理課主査	石塚貴則君
農政課長	菊地恵一君
農政課長補佐	須藤辰紀君
農村整備室長	石崎武君

栗ブランド戦略室長	藤 咲 篤 君
商 工 課 長	桑 嶋 一 志 君
商 工 課 長 補 佐	山 本 明 子 君
都 市 計 画 課 長	河 原 井 浩 典 君
都 市 計 画 課 長 補 佐	大 嶋 信 二 君
学 務 課 長	仁 平 秀 明 君
指 導 室 長	植 松 雄 一 君
おいしい給食推進室長	若 月 一 君
おいしい給食推進室長補佐	川 嶋 進 君

出席議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	山 田 正 巳
議 会 事 務 局 次 長	石 井 謙
次 長 補 佐	鶴 田 貴 子
主 査	上 馬 健 介
係 長	神 長 利 久

議 事 日 程 第 3 号

令和8年3月11日（水曜日）

午 前 1 0 時 開 議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

午前10時00分開議

開議の宣告

○議長（畑岡洋二君） 皆さんおはようございます。

御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は21名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局

職員の出席者は、資料のとおりであります。

議事日程の報告

○議長（畑岡洋二君） 日程について、御報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、議事日程第3号のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（畑岡洋二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、14番石井 栄君、15番飯田正憲君を指名いたします。

一般質問

○議長（畑岡洋二君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問につきましては、一括質問・一括答弁方式及び一問一答方式の2方式からの選択といたします。質問は項目ごとに質問し、完結した後、次の質問項目に入っていただくようお願いいたします。

発言時間は、一問一答方式は質問、答弁合わせて60分以内といたします。

執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは「反問します」と宣言し、議長の許可を得て質問内容を深めてください。さらに、議員、執行機関とも、分かりやすい質問、分かりやすい答弁に努めてくださることを求めます。

それでは最初に、5番川村和夫君の発言を許可いたします。

〔5番 川村和夫君登壇〕

○5番（川村和夫君） 公明党の川村和夫です。議長の許可を得ましたので、通告に従い、一問一答方式にて一般質問を行います。

質問に入る前に、東日本大震災から今日で15年となります。改めてお亡くなりになられた方々に、御冥福をお祈り申し上げます。

私の本日の質問は、大項目1、財政事情書について、大項目2、笠間市の女性向けHPVワクチン接種について、大項目3、笠間市の栗ブランド事業についてです。

それでは、大項目1、財政事情書についてです。

議長にお願いがあります。パネルの掲示をお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 許可いたします。

○5番（川村和夫君） ありがとうございます。

パネルは、令和7年5月1日公表の財政事情書です。

笠間市では笠間市財政事情書の作成及び公表に関する条例に基づき、市民に対し財政状況を明らかにし透明性を確保するため、財政事情書を定期的に公表しております。この財政事情書は単なる数字の一覧ではなく、市民が市政を理解し、議会が財政運営を検証するための重要な資料です。

そこで本日は、まず制度の確認から入り、財政事情書を市民の皆様の立場からどのようにチェックしていけばいいのか、伺ってまいります。

それでは、小項目①、財政事情書の作成についてです。

財政事情書は条例に基づく重要な制度ですが、その目的や作成方法が明確でなければ、単なる公表資料にとどまってしまいます。

まず、基本的な制度についてお伺いします。財政事情書の作成目的について、条例の趣旨に照らし、どのような役割を担うものと位置づけられているのかを伺います。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） 5番川村議員の御質問にお答えいたします。

財政事情書の作成についての御質問でございますが、財政事情書は、地方自治法の規定に基づき、地方公共団体が毎年2回以上、歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高、その他財政に関する事項を公表しているものでございます。

作成の目的といたしましては、住民への情報開示でございます。具体的には、収入及び支出の概況、住民の負担の状況、公営事業の経理の概況、財産、公債及び一時借入金現在高などを掲載することで、市の財政運営について広く知らしめるものでございます。

○議長（畑岡洋二君） 5番川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 毎年5月1日現在と11月1日現在で作成、公表してはありますが、その根拠についてお伺いします。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） こちらは、笠間市の条例に基づきまして、その公表時期というのを年に2回示しているものでございます。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 分かりました。制度について分かりました。

続いて、小項目②、財政事情書の活用についてですが、まず財政事情書の資料のまずどこを見て確認すればいいのか、お伺いします。

例えば、パネル状の今お示ししています左上の令和6年度一般会計予算執行状況ですが、この資料は何を表しているのか、お伺いします。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） 財政事情書の活用についての御質問でございますが、こち

らお手元にある資料5月分の公表資料で御説明させていただきますと、まず一つ目が、前年度の直近で令和6年度の予算の状況でございます。

これは、年度末3月31日の基準日とするものでございます。こちらのほうにつきましては、予算に対しまして執行状況を示しているものでございます。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） それでは、裏面のこの令和7年度の一般会計の予算比較ですが、この資料は何を表しているのか、お伺いします。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） こちらの資料につきましては、まず左上の部分、令和7年度の一般会計の当初予算の比較の表でございます。前年度との比較で歳入歳出を示しているものでございます。

失礼しました。その右側に、主な事業が掲載されているものでございます。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 分かりました。

財政に関しては取りつきにくいというのが一般的にあると思うのですが、この資料だけではなかなか分かりづらいというのがあると思います。

市民のためにこの説明責任を果たす資料として、現在分かりやすく周知しているのかというところが1点で、あとまた分かりづらければ今後どのように改善していくのか、お考えはあるのか、お伺いします。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） こちらの情報につきましては、ホームページ等々で掲載してございます。

こちら、款項目節という区分がございます。その中での区分の中で最も大きな区分になっておりまして、これだけでは一概に判断するということは難しいところがあります。そういった中では、笠間市のほうでは予算及び決算書、もしくは分かりやすい笠間の予算、そういったものでお示ししているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 分かりづらいというのが市民の方から聞くので、今後これどのように分かりやすいものにしていくのか、そのお考えをお伺いします。

○議長（畑岡洋二君） 総務部長瀬谷昌巳君。

○総務部長（瀬谷昌巳君） こちらに関しましては、まず情報量が多くなってしまったところがございます。あと、またこちらの資料については前の年と比較して見比べていくということで、笠間市の歳入歳出の状況というのが分かるようなものになっておりますので、あまりちょっと形式を変えてしまうというのはちょっと芳しくないというふうに思っております。例えばこちらの資料について注釈をつけるなど、分かりやすくするとい

うような考え方が必要かなというふうなところも感じております。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 分かりました。

財政は、市民の皆様に対してのサービスの充実を図るために、最も大切なお金の入り払いだと思いますので、ぜひ結果をきちんと分かりやすくお示しいただくということをしていただくように努力していただきまして、大項目1を終わりにしたいと思います。

大項目1を終わりました、大項目2、笠間市の女性向けHPVワクチン接種についてです。

私は令和7年第4回定例議会でも質問させていただきましたが、HPVワクチンについて、今回は女性のHPVワクチン接種の周知方法、9価ワクチンのメリットを生かした接種者への負担軽減を図った接種方法を質問させていただきます。

HPVワクチンは、将来の子宮頸がんを防ぐ命を守る最も重要な予防医療の一つです。笠間市でも接種率向上に取り組んでいただいておりますが、現在、制度上の大きなポイントとして、9価ワクチンのメリットである、15歳未満で1回接種すれば2回接種で完了できる仕組みもあります。これは、接種者にとっても市の財政にとっても、大きなメリットがあります。

そこで、小項目①、女性へのHPVワクチンの周知方法についてです。

まず、現状の確認、再確認でもありますが、笠間市では対象年齢ごとにどのような方法で周知を行い、通知回数、接種率の推移や未接種理由等の結果をどのように把握しているのか、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 5番川村議員の御質問にお答えをいたします。

HPVワクチン接種の周知方法の御質問でございますが、HPVワクチンの定期予防接種の対象である小学校6年生から高校1年生に対して個別通知、それから学校のアプリによる配信、市のホームページやSNS等による周知等を行っております。

具体的には個別の案内通知といたしまして、定期接種の開始時期となる小学校6年生の4月に予診票と国のリーフレットを同封し、接種に関する案内を送付しております。また、接種の最終年度となる高校1年生の未接種者に対して、6月頃に勧奨はがきを送付しております。

学校のアプリ等による周知といたしまして、夏休みの接種勧奨を目的に、市内小中義務教育学校の全学年に向けて保護者連絡アプリによる接種勧奨案内の配信、また市内の高校においても1年生の生徒のタブレット等に接種勧奨の案内を配信していただいております。

そのほか、市のホームページやSNS、広報紙等を活用した定期的な接種を行っております。

また、課題といたしましては、様々な接種勧奨を行っておりますが、過去の接種後の症

状に関する報道等による接種への不安だったり、将来のがん予防のための予防接種の必要性、これがまだ十分に伝わっていないことなどから、ほかのA類疾病と比較すると接種が進まないことなどが挙げられます。今後も非接種者及び保護者に接種の必要性や重要性を伝えていけるように、正確で効果的な周知方法を検討してまいりたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 確認なのですが、通知回数というのは、原則小学校6年生が1回で、未接種者の高校1年生に2回という認識でよろしいでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 郵送で行う個別通知については、そのとおりでございます。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 分かりました。周知の改善が接種率向上の第一歩だと思うのですが、そのために9価ワクチンのメリットそのものを分かりやすく伝えることも必要だと思っております。

そこで次に、9価ワクチンの意義についてお伺いします。

小項目②、9価ワクチンのメリットについてです。

三つの観点からお伺いします。

1点目は、9価ワクチンの医学的メリットについてですが、予防できるがんの範囲、将来の罹患率低減効果を笠間市としてどのように評価しているのか、お伺いします。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 9価ワクチンのメリットについてでございますが、予防接種法に基づいて定期予防接種で用いるワクチンは国において決定をされまして、市は予防接種を実施する役割となっております。

9価ワクチンは、200種類以上の遺伝子の型があるヒトパピローマウイルス、いわゆるHPVのうち九つの型に対応しておりまして、これらのHPVの型の感染に起因する子宮頸がん及びがんの一手前の異常である前駆病変の予防として定期予防接種に用いられており、子宮頸がんの原因の80%から90%を防ぐとされております。また、HPV感染による子宮頸がんをはじめ、肛門がん、膣がん、性感染症である尖圭コンジローマ等の予防に効果が示されており、将来のがん予防につながるワクチンとして効果が高いものであると認識をしております。

なお、キャッチアップ接種経過措置の終了やHPVワクチンの接種状況などを踏まえ、令和8年度から定期接種で用いられるワクチンは2価、4価のワクチンが除かれまして、御質問の9価ワクチンのみとなることが国から通知をされております。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 2点目ですが、15歳未満で1回接種すれば2回接種で完了できる

メリットについてですが、通院回数の減少、痛みや不安の軽減、副反応リスクの軽減、保護者の時間負担の軽減、市財政負担の軽減をどのように認識しているのか、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 今御質問ありましたとおり、HPVの9価ワクチンは1回目の接種開始年齢により、2回または3回の接種を行うこととなります。御質問のように、15歳未満で1回目の接種を開始した場合、6か月後に2回目を接種することで接種が完了することから、接種を受けるお子さんの身体的負担の軽減、また同伴する保護者の負担の軽減、さらにはスケジュールを組みやすくなるなどの効果があると考えられます。

令和8年度からは定期接種に使用するワクチンが、接種スケジュールの異なる3種類から9価ワクチンの1種類のみになることから、小学6年生の予診票発送時には、ワクチンの接種回数に関して、より詳しく説明していきたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 分かりました。

3点目ですけれども、そのメリットを生かす、15歳未満で1回接種すれば2回接種できるというメリットなのですけれども、これを先ほど小学校6年生に周知するとありましたけれども、今現在1回接種している方とか、全然未接種者の方で、なおかつ中学校2年生への個別通知や学校保健だよりで説明したりとか、保護者向けのチラシとか、医療機関との連携資料など、具体的施策を実施するお考えはあるのか、お伺いします。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 中学2年生への個別通知等の実施でございますが、先ほども御説明したとおり、来年度は小学校6年生への予診票発送時の通知の案内の充実を図ってまいります。

中学2年生に向けては、引き続き学校の保護者向けアプリによる情報提供を行ってまいりたいと考えており、7月頃を予定しております。この保護者アプリについては電子的なデータを送付できるということで、かなり理解の進むような資料の提供ができると考えておりますので、そのメリットを生かして取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 分かりました。

そうすると、小学校6年生のときに9価ワクチンのメリットを分かりやすく保護者の方、本人の方に分かりやすく提示することなのですけれども、今現在打ってない方とかいた場合に、中学校2年生に新たにはがきを出すという考えは、今のところ笠間市にはあるかどうか、ちょっとお伺いします。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 中学2年生に向けての郵送での個別通知というのは、現

在考えてございません。

ただ、先週、日本対がん協会が発表したデータがございまして、2025年度、それから前年の2024年度に比較をしたデータがありまして、接種経験者が大分増えているというようなデータがございまして。それから、全ての12歳から16歳の全ての年代で接種経験率の上昇が見られたことだったり、接種への不安感が軽減しているというようなデータもございまして、このあたりも念頭に置きながら、やはり自治体、それから国からの通知の重要性というのは重々承知しておりますので、その視点を入れた取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） HPVワクチンは、将来の子宮頸がんを防ぐ、若い命を守る政策ですので、ぜひいろいろな情報を収集していただいて、1人でも命が助かる政策をお願いしたいと思います。

以上で大項目2を終わりました、大項目3、笠間市の栗ブランド事業についてです。

笠間市は栗生産量日本一を誇る産地であり、儲かる笠間の栗を掲げて栗ブランド事業を展開しております。しかし、今後は量の日本一から、質、量とも日本一、そして所得の日本一へ戦略を高度化させる段階にあると思います。これまでの事業経過と予算推移、成果と費用対効果、検証体制の妥当性、構造的課題、そして今後の重点投資分野と数値目標を体系的に確認し、日本一栗戦略が財政投資に見合う持続可能な成長戦略となっているのか、お伺いします。

それでは、小項目①、これまでの事業経過と戦略設計についてですが、三つの角度からお伺いしたいと思います。

一つ目は、これまでの事業経過と予算推移についてですけれども、栗ブランド事業は本市の基幹産業政策の一つであり、日本一の栗戦略の中核事業として位置づけられてきました。まずは、これまでの歩みと戦略設計を確認し、今後の方向性を明確にしたいと思います。

栗ブランド事業は儲かる笠間の栗を目指して進められてきましたが、この事業はいつから始まり、これまでどのような取組をしてきたのか。また、直近の令和4年度から令和6年度まで幾ら予算化し、実際に幾ら執行し、どんな成果があったのか。また、この栗ブランド推進事業は、市が掲げる日本一栗戦略の中でどんな役割を担う事業なのか、改めてお伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 5番川村議員の御質問にお答えいたします。

まず、これまでの事業経過についてでございますが、農林業センサス2015におきまして、本市の栗の栽培面積及び栽培経営体数が全国1位と明確となったことを契機に、平成27年に日本一の栗産地づくりと掲げ、ブランド化に向けた事業を開始いたしました。主に、知

名度向上及び産地拡大を目的とし、生産支援をはじめ加工支援、PR活動やイベント活動などに取り組んだところ、徐々に笠間の栗の知名度が向上し始めたところでございます。

さらなるブランド戦略を進めるため、令和4年度に農政課内に栗ブランド戦略室を設置し、同年8月には生産加工販売の関係者が一体となった「儲かる笠間の栗産地づくり協議会」を設立いたしました。この協議会では、儲かる笠間の栗産地づくりという新たなテーマを掲げ、笠間の栗に関わる全ての方々の所得向上を目指して、ブランド力の向上に努めているところでございます。

戦略設計といたしましては、関係者とさらに共通認識を図るために、笠間の栗のブランド化と持続可能なまちづくりに関する方針、これを令和6年度から令和10年度の5か年計画で策定し、生産支援・加工支援・販売促進・ブランド化の四つの要素で事業を組み立て、進めているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 二つ目の視点ですけれども、栗がもたらす地域経済への効果の把握です。今確認した事業の内容が本当に地域の所得やにぎわいにつながっているのか、ここが次に大事な点だと思います。

つまり、栗ブランド事業が地域経済にもたらす効果について、観光客数への影響、新栗まつり等イベント来場者数、関連消費額、宿泊・飲食売上げ、雇用創出など、どの程度の経済効果として把握しているのか、把握している分野で結構ですので、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 栗がもたらす地域の経済効果という御質問かと思えます。

我々、儲かる笠間の栗産地づくり協議会では、特に広告代理店等の事業者を入れずに関係者が議論をしながら、議論協議を進めながらブランド化を進めてきたところでございますので、具体的な地域経済効果の把握、金額ベースというのはなかなか難しいところでございます。

我々がつかんでいる数字といたしましては、かさま新栗まつりの来場者のアンケートにつきましても市外のお客様が92%、そのうち県外が49%となっており、新栗まつり以外に59%の方が道の駅や飲食店、笠間稲荷など複数箇所を訪れているという回答がでございます。

毎年発行しているパンフレットの掲載店につきましても、てくてく栗図鑑をつくったとき、令和3年度当初24店舗でしたが、令和7年度には37店舗、もんぶらり旅マップにつきましても、令和3年度が18店舗だったところ、令和7年度が28店舗へ増え、笠間の栗を取り扱う事業者の増加とともに消費拡大が見込まれていると考えております。

また、もんぶらり旅マップスタンプラリーのアンケートによると、市外のお客様が93%、県外のお客様65%でございました。このような結果から、笠間の栗商品を求めて市内を周遊していただいている方が多いことが分かり、笠間の栗は市全体の地域経済に大きく貢献しているものと考えております。

なお、これあくまでも推計値なのですが、生成A Iを活用いたしまして、農業センサスの農業産出額7億円から7億5,000万円等々のデータを入力して推計した結果でございますが、三つの生成A Iを活用いたしましたが、生産額が7億円から7億5,000万円のものを入力すると、加工で1億円から2億円、観光や飲食で1億円から2億円、合計30億円から40億円程度の笠間市内における経済効果があると推計の結果が出たところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） ある程度の効果が出ているということが分かりました。

効果を評価するには笠間市だけではあれなので、他の地域との比較というのは欠かせないと思います。全国の栗名産地との比較と課題認識なのですけれども、全国の栗ブランド産地、例えば山鹿市、丹波市、小布施町などの比較した場合に、販売単価、ブランド認識度、加工品の付加価値、観光連動、E C販売等、笠間市として把握している分野でどのような差があると認識しているのか、お伺いします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礪山浩行君。

○産業経済部長（礪山浩行君） 他の産地と比較した場合でございますが、まず栗、生栗の価格でございますが、東京中央卸売市場における都道府県別の1キロ当たりの平均単価につきましては、茨城県が757円、熊本県が1,007円、愛媛県が1,035円、長野県が1,512円、京都府が2,845円となっております。その中で、J A常陸笠間地区栗部会の平均単価いたしましては、1キロ当たり838円のため、最大で3倍以上の全国の他の産地との価格差がございます。

また、栗菓子や栗のまちという視点でも、小布施や丹波の知名度や岐阜県の栗きんとんという代表となる栗商品があり、ブランド化が確立されていると考えております。一方、笠間の栗につきましては歴史が浅く、ブランド力が他産地と比べるとまだ低いと感じておるところでございます。具体的な課題といたしましては、加工品の冷凍対応やE C販売などの販売体制や、笠間の栗の名物となるような商品が他の産地より確立されていない点などがあると認識しているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 今答弁いただきました、その課題は認識されてますけれども、その課題に対して具体的な事業をどのように計画しているか、お伺いします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礪山浩行君。

○産業経済部長（礪山浩行君） この課題に対してでございますが、こちらも儲かる笠間の栗産地づくり協議会を中心に、例えばお土産となるような核となる商品の開発や、秋の栗のブーム以外にも通年の平準化していくような、売上げで平準化をしていくような取組を今行っているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 今の比較を踏まえまして、笠間の栗をさらにもうかる産業にする

ためには、やっぱり流通とマーケティングの改革が不可欠だと思います。

将来に対して、地域商社や販路拡大戦略についてなのですが、栗ブランドの付加価値向上のため、地域商社の設立、専門マーケティング人材の配置、海外販路開拓、EC一元化、観光飲食連携など、いろいろとメニューはありますけれども、進めている考えがあるものがあるかどうか、お伺いします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 将来の地域商社、販路拡大の戦略でございますが、現在主に行政、我々笠間市農政課がイベントなどに出展し、PR活動、また販売などを行っているところでございますが、やはり行政ではお金のやり取りであったり、電子マネーの運用であったりというところが、取扱いに限界を感じているところでございます。

それにつきましては、ブランド化を進めていく中で、やっぱりイベント販売等は重要なものとなっておりますので、それをどこが担うかというところを儲かる笠間の栗産地づくり協議会がやるのか、それとも農業公社なり工芸の丘等の市の外郭が行うのか等は、これから議論を進めていくところと感じているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） もう一つあるのですけれども、民間企業や金融機関、JA、大学との連携はどのような体制を構想しているかどうか、お伺いします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 民間機関でございますが、かさま応援大使でありますホテルメトロポリタン、JR系のホテルグループやプリンスホテル等の民間機関との連携は、今後も継続強化していくところでございます。

JAに関しましては品質の向上と収量の安定というところで、今後も継続してやっていきたいと考えているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 分かりました。

これまでの経過と戦略設計を確認した上で、次に事業の進捗と課題の要因についてお伺いします。

小項目②、栗ブランド事業の進捗と課題要因の分析についてです。

笠間市は栗生産日本一を誇りますが、それ以上に質、量の日本一、所得も日本一という目標を再設定した場合に、そのためには事業の進捗と課題を明確にして、戦略の見直しも必要だと考えております。

栗ブランド事業のこれまでの主な取組について、生産単価、加工、6次産業化、販売促進、ブランド化施策など、それぞれの年度別の成果を把握している分野で結構ですので、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） まず、栗ブランド事業の進捗と課題要因の分析についてでございますが、まず栗ブランド事業の進捗につきましては、初めに生産支援・加工支援・販売支援に力を入れながら、SNSの普及やモンブランブーム、笠間の栗の参画者の増加など様々な要素も加わり、一定の知名度が得られたと考えております。その後も生産支援や加工支援は継続しつつ、女性や若者をターゲットにしたSNS施策、市内周遊を促すパンフレットやスタンプラリー、市外でのイベント出展、ホテル等でのメニュー化による高付加価値販売などに力を入れて取り組んでまいりました。

課題といたしましては、先ほども答弁いたしました但、他の産地と比較して栗の歴史が浅く知名度も低いため、生栗の単価が低いことや、生産者の意識の差による品質のばらつきなどが課題とされております。

具体的な数字でございますが、例えば数値として出せるものとしたしましては、笠間の栗のホームページ、これ令和5年に開設したものなのですが、こちらのアクセス数、新栗まつりにつきましては、開設当初は4万9,345件のアクセス数だったのが、19回、昨年の新栗まつりにつきましては16万6,000回というクリック数が伸びているということと、もんぶらり旅マップにつきましても、1万アクセスぐらいだったのが、13万アクセスと伸びているということで、一定の我々の戦略の効果が出ていると感じているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 構造的要因として一つ挙げられるのが生産者の高齢化だと思うのですが、この点に関してはどのように対策を練られているのでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 議員おっしゃるとおり、生産者の高齢化というところは我々も課題と認識しているところでございますが、新たな新規就農者の取組であったり、生産規模の拡大というところを重点に、我々施策でやっているところでございます。

そのほかに、現在地域おこし協力隊の隊員2名が笠間の栗に関わる事業展開をしているところでございまして、本年4月、令和8年度からはさらに2名の隊員が栗に関わる事業を行いたいということで、笠間の栗の事業に参画していただけるということになっております。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） もう一つ、価格競争なのですけれども、先ほど栗の名産地と比較したときに4倍の差があるとありましたけれども、その差を埋めるということはなかなか難しいと思うのですが、笠間市の独自のものを、付加価値を高めていくという、そういう政策はおやりになる予定なのでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 笠間市の付加価値をつけていく栗の政策でございますが、

まず初めに本市の特徴といたしまして、品種別、サイズ別の栗の出荷が徹底しているというところで、まだこの品種別につきましてはマーケットのほうでなかなか認知していただけない、栗は栗だということになっておりますが、今後使いようによつての最適な品種の提案などをするこゝによつて、付加価値をつけていきたいと考えているところでございます。

また、昨年、今年度、農業公社で、茨城県内で初めて国の有機JAS認証を取得したことから、そういうところを市内の栗農家に横展開しながら、有機JASで品種別、サイズ別の栗というところで付加価値をつけていきたいと考えているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 現状分析して、結果で課題が浮き彫りになったところを一つ一つ対策を練られながら事業を展開していると思ひました。

この分析の結果に基づいて、令和7年度以降の事業の見直しにどのように反映させているのか、お伺ひします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 事業の見直しについてでございますが、これにつきましては先ほど答弁いたしました、持続可能なブランド化と持続可能なまちづくりに関する方針、あえて我々計画という言葉を使わないで、柔軟に対応できるような形にしております。

これにつきましては、マーケットのニーズや社会のトレンド等を常に意識しながら、そのときにやるべきこと、一番効果的なものは何なのかというところを、儲かる笠間の栗産地づくり協議会と膝を詰め合わせて協議をしながら、何をやるべきという方向性を出しているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 行政だと何年計画で見直して、最終年度にやるというのが通例というか、そういうふうに私も感じたのですけれども、今お聞きした栗ブランドに関しては、もう柔軟性を持って、そのときの環境とか課題によつて対応していくという御答弁をいただきましたので、そのとおりにやっただけならば、もっと栗の付加価値が高まって、本当に質も日本一の栗ができるのではないかなというふうに答弁から思ひました。

課題の要因が明らかになった上で、次に事業投資の妥当性についてなのですが、小項目③、栗ブランド事業への財政投資の妥当性についてです。

ブランド事業は継続的な投資が必要ですが、費用対効果が明らかでなければ、事業評価の向上にはつながらないと思ひます。三つの視点からお伺ひします。

一つ目の視点として、栗ブランド事業の予算積算について、どのように予算化しているかですけれども、需要の予測とか販売見込み、価格向上効果など、どのような根拠を持って見積もっているのか、お伺ひします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 小項目③でよろしいですね。

栗ブランド事業への財政投資の妥当性につきましてでございますが、これまでブランド化に向けて様々な取組により、J A常陸笠間地区栗部会の販売実績は1キロ当たりの平均単価が平成27年464円だったところを、令和7年には838円まで向上し、令和3年9月に開業した道の駅かさま直売所での1キロ当たりの平均価格についても開業当時は1,314円だったところが、令和7年度1キロ当たり1,513円、生産者の所得の向上もあると考えてございます。これは、我々の栗ブランドの取組が、価格に一定の効果をもたらしているものと認識してございます。

また、J A常陸の栗部会の出荷者数につきましては、平成27年度から令和7年度にかけて5名増加、今、農業の担い手がいないうちで出荷者が増えているというところの確認できております。また、令和4年度より実施している、むき手マイスター養成講座の受講生は延べ152名で、参加者アンケートの結果によると、16名の方が実際にむき手として事業者には雇用されたという回答がございました。また、市内で1次加工を行う事業者も2者から4者に増え、生産から加工までの体制強化ができておりと考えております。

そのため、生栗の単価の向上により、もっとよいものを作ろう、もっと栗でもうけようという市全体の栗に対する意識がさらに高まったことで、産地全体の所得向上につながるものと考えているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 今、予算の積算する上で、需要も予測して、販売見込みも予測して、今、先ほど言われました価格向上の効果も予測して、予算を積算しているという認識でよろしいでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） そのとおりでございます。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 二つ目の視点として、事業の優先順位について、どこを1番に置いているのか、お伺いします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 事業の優先順位につきましては、栗に関わる全ての方の所得の向上という目的で我々事業を進めていく中では四つの視点で、加工・販売、あとブランド化の向上・販路拡大等の視点で進めているところでございますので、その四つの視点が並行に上がっていくような施策を打っていくというところで、我々は事業を進めているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 分かりました。一つに絞るのではなく、四つの重点項目を設けて

柔軟に、1から4は必ず出てくると思うのですけれども、そういうことでやってらっしゃるといふことを認識いたしました。

また、そういう事業をなさっていて、最後に市民や生産者に理解されるその事業費や成果、課題を示すために、どのような形で報告とかをされているのか、お伺いします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 報告につきましては、説明の資料についてでございますが、毎年笠間市の公式ホームページにおきまして、主要施策の成果報告書による事業の執行状況を公開しております。また、笠間市のホームページ内にある笠間の栗専用のホームページにつきましても、イベント情報や各種パンフレットのデータ、市の取組やアンケートの結果等を公表しておりますので、そういうところで市民の皆様へも我々の取組の成果というところはお示ししているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 財政投資の妥当性を確認した上で、小項目④、栗ブランド事業の成果検証、今後の事業計画についてですが、幾ら使ったかも重要ですが、栗農家の所得がどれだけ上がったかや栗の付加価値が向上したのも重要だと思っております。こちらも、三つの観点からお伺いします。

一つ目として、栗ブランド事業の成果について、栗農家平均所得、販売単価等、数値として捉えているのか。捉えていれば、具体的な数値をお願いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 栗農家の平均所得につきましては確定申告等で取るところでございますが、我々その情報を入手することはできませんので、そこについては把握はしておりません。

単価につきましては、先ほどの答弁のとおり、400円台だったものが800円台まで上がっているということを確認しております。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 二つ目に、財政投入額と成果を結びつけて、所得向上効果や地域経済波及効果を分析しているのか、お伺いします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 財政投入額の成果につきましては、先ほども答弁いたしました。直接的な数値の測定は行っていないところでございます。また、各事業の実績で成果を把握しているところでございます。

先ほどの答弁と重複いたしますが、JA常陸の栗部会や道の駅の平均単価の向上をはじめ、雇用の創出であったり、パンフレットの掲載店数が増えているというところで、一定の成果が得られていると考えております。

また、先ほど私答弁いたしました、生成AIのあくまでも推計ですけれども、30億円か

ら50億円ぐらいの間、40億円ですか、ぐらいの間の経済効果は生まれているというところは推測しているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 三つ目ですけれども、最小の経費で最大の効果の観点から、補助事業の統合や民間連携、ブランド戦略の集中投下、海外販路開拓など、今後どのように数値による検証に基づく見直しを行うのか。また、栗ブランド事業の一つの着地点としてどのような成果をお考えなのか、お伺いします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） まず、着地点からいいますと、おっしゃいますこの方針の中でも、1キロ当たり1,500円という単価を目指そうというところで事業を進めているところでございます。

今後の方向性につきましては、以前から積極的に働きかけていたメディアのPRにより、知名度やブランド力が向上したことにより、テレビ局から逆に、我々が願うのではなくて、テレビ局等から取材の依頼をたくさん受けるようなことになっております。また、令和4年から東京都池袋で開催されている「笠間マロンコレクション」というイベントがございます。こちらは茨城県が主催でございますが、笠間という名前を前面に出してPRしていただいているというところもございます。

こういうところは、市が財政投資をしなくても笠間の栗の知名度向上につながることでできていることから、最小の経費で最大の効果が発揮できているというところがございます。こういうところを積極的に進めながら、財政負担をなるべく圧縮しながらPRを進めていくというところを、これまでもこれからも積極的に進めていきたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君） 答弁にありました1,500円を目指すということなのですが、それは具体的にどのような、これ話しちゃうとほかにも競争してしまうかもしれないのですが、どういう具体的な施策を練ってらっしゃるのでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 1,500円の根拠ですが、先ほど答弁している他の産地よりも3分の1程度の現在価格というところもございますが、これ産地の構造もございまして、他の産地につきましては我々の10分の1ぐらいしか取扱い量がない、希少価値というところが強みと、あと歴史の深い産地であるというところが強みになっているというところがございますが、我々の、逆に我々の強みは、先ほど答弁いたしました、品種別、サイズ別であったり、有機JASであったり、あとは量が多い、市内には想定、大体平均反収からすると600トンぐらいの栗があるという推計がございますので、この量と質というところを武器にブランド化を進めていきたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 川村和夫君。

○5番（川村和夫君）　そうですね、笠間市は、私も考えますけれども、強みとしたら首都圏の中にいるということで、やっぱり失礼ですけれども、所得は全国的に高い位置の地域にいると思うので、そういうところの方が消費者となっているわけで、どんどんその付加価値を高めていけば1,500円、それ以上の価値を持った栗ができるのではないかなというふうに思います。

笠間市の栗は、この笠間市の誇りでもあり、地域経済の柱の一つだと思っております。儲かる笠間の栗をどう実現するのかは、栗ブランド事業の目的でもあります。

マーケティングの視点である、誰に何をどのようにとともに、今後の栗ブランド事業の基本戦略と、今後の計画について、改めてお伺いします。

○議長（畑岡洋二君）　産業経済部長磯山浩行君。

○産業経済部長（磯山浩行君）　今後の戦略についてでございますが、笠間市は、生産者・加工事業者・栗菓子店・飲食店の方々がそれぞれ方針や信念を持って事業をされている、高いプライドを持って事業されている産地でございます。栗関係者の皆様には個性を生かしつつも、産地の持続的な発展に一体となって取り組んでいただける体制づくりを、儲かる笠間の栗産地づくり協議会の中を中心に進めてまいります。

また、お客様には性別、年齢、地域、栗商品を購入される目的など、人によって様々であり、ニーズや流行は日々変化しているもので、情報を収集しながらお客様のニーズに合わせて笠間の栗を御提供するとともに、流行に対して敏感に最善な施策を実施できるように努め、ブランド力の強化を図ってまいります。引き続き、PR事業や全国への販路拡大、販売単価の向上につなげるまで様々な事業を計画し、知名度の向上につなげ、名実ともに日本一となるように努めてまいります。

海外につきましても、台湾をはじめ、最近ですとか韓国であったり、アジア、あと茨城県では戦略国として欧米、豪というところのにらみもございますので、そこにつきましても県の戦略に追従するように、海外販路の展開にもつなげてまいりたいと考えております。

さらに、市民の皆様に関しましては、子どもの頃から笠間の栗が、笠間は栗の産地だと分かるような栗に関わる機会を増やし、自分の生まれたまちが日本一の栗産地だと誇りを持っていただけるよう努め、持続可能な産業になるように努めてまいりたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君）　川村和夫君。

○5番（川村和夫君）　今まで質問を通して、栗ブランド事業をお聞きしてまいりました。栗に対する担当部署の熱量、こだわり、強みが伝わってまいりました。そして、他の自治体にまねのできないストーリー性、栗ブランドに対する考え、仕組み、ノウハウが構築されていることが分かりました。

課題を挙げるとすると、今まで培ってきた土台を基に、コンセプトとターゲットを磨き上げていただきたいと思います。売手よし、買手よし、世間よしの三方よしの栗ブランド

事業を目指していただきたいと思い、以上で私の一般質問を終わります。

○議長（畑岡洋二君） 5番川村和夫君の一般質問を終わります。

ここで11時5分まで休憩いたします。

午前10時52分休憩

午前11時05分再開

○議長（畑岡洋二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

19番大関久義君の発言を許可いたします。

〔19番 大関久義君登壇〕

○19番（大関久義君） 19番、自民クラブの大関久義です。通告に従い、一般質問を行います。一般質問は、一問一答方式で行います。

令和8年度の予算が示されました。笠間市にとって、さらなる飛躍と発展に向けた新たなステージへ踏み出す重要な年であり、これまで一貫して進めてきた子育て支援事業をはじめ、教育・保健福祉・都市基盤などの総合的な対策の効果が現れてきている、引き続き政策の強化、充実を図っていくとのことであり、笠間市の一般会計で358億3,000万円が計上されたところであります。そこで、令和8年度の新規事業について、幾つかお伺いいたします。

大項目1、こども・子育て徹底応援事業について、大項目2、医療・福祉環境の向上事業について、大項目3、新たなアーバンスポーツの導入についてをお伺いいたします。

まず、大項目1、こども・子育て徹底応援事業について、質問いたします。

この事業は、令和8年度の重点プロジェクト「日本一暮らしやすい笠間市づくり」の中にあります。プロジェクトの概要では、子ども・若者が生き生きと活躍できる環境形成が日本全体の課題となる中で、本市では笠間まるごと「子育て都市宣言」を掲げ、全分野一体となった取組を推進してきた。一人一人の状況、抱える状況に違いがある中で、子ども・若者が期待と希望を持てるまちを実現するためには、多世代が安心して暮らせることができる環境の構築強化が必要です。令和8年度は、経済面での支援、保健・福祉での支援、教育力の強化をはじめとして、保健・福祉、教育を中心に日本一の子育て都市づくりを継続して推進するとともに、世代を問わず毎日の暮らしの不安を取り除くための事業を展開しますとあります。

そこで以下、何点かお伺いいたします。

小項目①、保育料の完全無償化事業について、お伺いいたします。

この事業費は、1億4,615万円であります。本市では、令和7年度から第2子以降のお子さんは無料化を実施しておりましたが、今年度からは全員が対象となり、保育料は完全無償化となることではありますが、この事業について対象者を含め事業の内容をお伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） こども部長深澤 充君。

○こども部長（深澤 充君） 19番大関議員の御質問にお答えいたします。

保育料の完全無償化事業についての御質問でございますが、無償化については、令和元年10月から国の施策により3歳児から5歳児の保育料が無償化されまして、ゼロ歳から2歳児の保育料につきましては令和7年度より笠間市独自に第2子以降の無償化とし、令和8年度からはさらに第1子の保育料を含め完全無償化するものでございます。

なお、令和8年度の無償化の対象となる児童数は、680名を見込んでいるところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） それでは、財源について、その内訳があれば内訳をお願いいたします。

○議長（畑岡洋二君） こども部長深澤 充君。

○こども部長（深澤 充君） 保育料無償化の財源といたしましては、従来より実施しております、多子世帯の保育料軽減に対する県の補助がございます。令和8年度は、1,380万2,000円を見込んでいるところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） 保育料無償化には所得の制限等があるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） こども部長深澤 充君。

○こども部長（深澤 充君） 所得制限等は設けてございません。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） 保育所等運営事業費のうち1億4,615万円が完全無償化にかかる費用であります。保育所等運営事業費の全体での費用は、この事業の費用は幾らになるのか、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） こども部長深澤 充君。

○こども部長（深澤 充君） 全体の事業費でございますが、民間保育所運営事業は、対象施設が7施設あり、予算額は7億2,571万2,000円となっております。また、民間認定こども園運営事業は、対象施設が9施設あり、予算額は15億3,288万6,000円となっております。いずれも、無償とする保育料相当額を含んだものでございます。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） 民間保育所7か所というのは、どこにありますか。認定こども園の9か所についても、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） こども部長深澤 充君。

○こども部長（深澤 充君） まず、保育所等につきましては、民間保育所運営事業につきましては、友部地区に5か所、岩間地区に1か所となります。

認定こども園運営事業の対象の施設につきましては、笠間地区3か所、友部地区3か所、岩間地区4か所でございます。

○19番（大関久義君） 9か所では、10か所になっちゃう。

○こども部長（深澤 充君） 失礼いたしました。

岩間地区3か所でございます。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） 認定こども園が岩間、友部、笠間とも3か所、そして民間保育所が友部5か所、岩間1か所ということでありました。

認定こども園、民間保育所で約22億5,000万円の事業費となりますが、その財源について、お伺いをいたします。

○議長（畑岡洋二君） こども部長深澤 充君。

○こども部長（深澤 充君） 民間保育所運営事業と民間認定こども園運営事業の財源につきましては、子どものための教育・保育給付費、国庫補助金及び県補助金がございます。

令和8年度は、国庫負担金10億7,745万9,000円、県負担金が4億4,247万1,000円を見込んでおります。また、県の補助金といたしまして、6,713万8,000円を見込んでいるところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） 分かりました。

無償化による保育園の受入れ体制はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） こども部長深澤 充君。

○こども部長（深澤 充君） 受入れ体制でございますが、完全無償化の実施に当たりまして、現時点においては市内の保育施設の提供体制に変更はございません。4月以降の需給状況を注視してまいりたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） 現在のところは変更はないということで、要は新年度になってから、どういう動向があるかによって対応したいということでありました。

それでは、地域別での無償化による、いわゆる今まで3歳から5歳までは無償化だったのですけれども、令和8年度からはゼロ歳から2歳児まで含めて対象者がございます。

ゼロ歳から2歳児の利用対象者数について把握しているかどうか、笠間地区、友部地区、岩間地区、それぞれお伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） こども福祉課長宮本 隆君。

○こども福祉課長（宮本 隆君） 令和8年度に保育料無償化の対象となる児童数につきましては、笠間地区が171人、友部地区が399人、岩間地区が110人で、計680人を見込んでおります。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） 笠間地区で171人、友部で399人、岩間で110人ということでありました。

保育園の希望はどのようにされるのか、ゼロ歳から2歳でありますので、その辺のところあると思うのですが、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） こども部長深澤 充君。

○こども部長（深澤 充君） 保育園の希望についてということですが、保育園の入所に当たりますとは、入所選考をさせていただいております。

入所選考といたしましては、世帯の状況や就労状況を点数化させていただき、決定しております。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） 今、申しましたように、新しく無償化になる対象者はゼロ歳から2歳ということであります。

お母さんが預けやすい保育所を選定してくるのではないかと思います。友部地区が399人でたくさんいると思うのです。その枠についてはどのように検討されているのか、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） こども部長深澤 充君。

○こども部長（深澤 充君） お母さんが預けやすい保育所の選定ということですが、令和8年度、約9割の方が第1希望の施設に入所を決定させていただいております。そのほかの方につきましても、申込書に記載していただいた希望施設への入所が決定しております。

また、希望先の施設については定員がございますので、その定員を超過した場合、再度、毎月選考するという形で、なるべく希望に沿えるような形で対応させていただいております。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） その場合、上のお子さんと下のお子さんが一緒に入れられる、そういうような入りたいという第1希望が多いと思うのですけれども、なるべくそういう兄弟が一緒に行けるような、そういうものを加味しているのかどうか、その辺のところをちょっとお伺いします。

○議長（畑岡洋二君） こども部長深澤 充君。

○こども部長（深澤 充君） 先ほど答弁させていただきましたが、入所に当たりますと、状況、世帯の状況を点数化させていただいている中で、兄弟が同じ施設に入っているという場合には点数の加算というものをさせていただいているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） なるべく、親御さんにとっては、それが一番、ベターであると思うのです。よろしくお伺いしたいというふうに思っております。

それでは、この事業の今後の効果について、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） こども部長深澤 充君。

○こども部長（深澤 充君） この事業の今後と課題、効果についてでございますが、子育て世代が抱える将来の経済的不安が緩和され、生活環境の充実を図ることによりまして、出生数の増加や子育て世帯の転入など、少子化対策にもつながると考えております。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） 分かりました。

それでは次の質問に入ります。小項目②、民間乳児等通園支援事業について、お伺いいたします。

この事業費は、1,900万円であります。まず、民間乳児等通園支援事業の概要について、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） こども部長深澤 充君。

○こども部長（深澤 充君） 民間乳児等通園支援事業についてとの御質問でございますが、民間乳児等通園支援事業は、こども誰でも通園制度を民間の保育施設等において実施する事業でございます。

本市では、国のモデル事業への参加によりまして、令和6年度から笠間地区のくるす保育所において実施しておりますが、モデル事業の結果を踏まえ利便性等の向上を図るため、昨年12月より友部地区、岩間地区の民間保育施設におきましても事業を実施し、支援体制の充実を図っているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） 小項目①でお尋ねしました無償化事業と、この民間乳児等通園支援事業はどのような違いがあるのか、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） こども部長深澤 充君。

○こども部長（深澤 充君） この事業の違いについてでございますが、無償化事業につきましては、保育施設に入所している子どもを対象として、通常の保育を提供するものでございます。

それに対しまして、乳児等通園支援事業は、保育施設に入所していない乳幼児を対象に、利用可能な時間の範囲内で保育施設への通園を可能とする事業でございます。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） それでは、利用できる年齢、対象者について、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） こども部長深澤 充君。

○こども部長（深澤 充君） 利用できる対象者につきましては、生後6か月から満3歳未満の未就園児で、保護者の就労条件等を問わず利用できる制度となっております。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） その事業は、これまではこども誰でも通園事業として笠間地区のくるす保育所のみが行われて、令和6年度より実施されていたようであります。昨年からは岩間地区、友部地区もそのような事業を導入しているということでありましたが、くるす保育所での利用状況、令和6年度、令和7年度での利用状況をお伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） こども福祉課長宮本 隆君。

○こども福祉課長（宮本 隆君） くるす保育所での利用状況でございますが、令和6年度は7月から事業を開始し、実利用者数は11人、延べ利用者数は130人ございました。また、令和7年度につきましては、1月末現在で、実利用者数は17人、延べ利用者数は242人となっております。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） それでは、この支援事業では、1日どのくらいの受入れ体制が可能になるのか、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） こども部長深澤 充君。

○こども部長（深澤 充君） 1日の受入れ体制でございますが、令和6年度からくるす保育所において利用定員5名で実施してきましたが、昨年12月からは民間保育施設での実施によりまして、定員数の拡大を図っているところでございます。施設ごとに受入れを行う曜日等が違いがございますが、現在1日当たりの利用定員は14名から21名となっております。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） 可能が1日14名から21名、これは3地区での合計の数でよろしいですか。

○議長（畑岡洋二君） こども部長深澤 充君。

○こども部長（深澤 充君） 3地区での合計になります。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） いわゆる、この乳幼児の支援の事業については、通園していない乳幼児を対象として、お母さんが用事があるとか一時預かっていただきたいというような事業になるかと思うのですけれども、その場合に時間の制限、1日何時間までとか、1日預けっ放しでもいいのか、その辺のところの制限はどのようなふうになっておりますか。

○議長（畑岡洋二君） こども部長深澤 充君。

○こども部長（深澤 充君） 施設によりまして、受入れの時間帯というのは定まっております。また、一月の利用時間といたしましては、10時間が上限となっております。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） 施設によって受け入れる時間が異なるということは、お母さんが施設に預かっていただく予約をしなければならないということが考えられますが、そういう形の中で予約をして、大丈夫ですよという形での使用可ということになるのでしょうか。

か、お伺いします。

○議長（畑岡洋二君）　こども部長深澤　充君。

○こども部長（深澤　充君）　まず、保護者が利用したい曜日に利用したい施設が開所しているのか、また利用に当たっては予約が必要になりますので、希望する日に定員に満たしていないのかというところで、利用が決まってくるというような形になると思います。

○議長（畑岡洋二君）　大関久義君。

○19番（大関久義君）　それは、どこへ申し込めばよろしいのですか。

○議長（畑岡洋二君）　こども部長深澤　充君。

○こども部長（深澤　充君）　保護者が希望する施設に予約する形になります。

○議長（畑岡洋二君）　大関久義君。

○19番（大関久義君）　分かりました。笠間、友部、岩間、各地域での受入れの体制が整ったということですので、周知徹底をよろしくお願ひしたいと思います。

周知についてはどのようになさるのか、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君）　こども部長深澤　充君。

○こども部長（深澤　充君）　周知につきましては、市のホームページ、また市のかさまぽけっとというポータルサイト、そういったところで周知しているところでございます。

○議長（畑岡洋二君）　大関久義君。

○19番（大関久義君）　この民間乳児等通園支援事業の効果について、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君）　こども部長深澤　充君。

○こども部長（深澤　充君）　本事業の効果といたしましては、保護者にとっては、多様な働き方やライフスタイルに関わらない支援を受けることができまして、家庭の中で気がつかない子どもの姿や育ち、そういったのを知る機会になる。また、子育ての孤立感や不安の解消にもつながるものと考えております。

また、子どもにとっても、家族以外の人と関わる機会が得られることで、様々な経験を通じて成長することができることと考えております。

○議長（畑岡洋二君）　大関久義君。

○19番（大関久義君）　ありがとうございます。

次の質問に入ります。小項目③、小学校給食費無償化事業について、お伺いいたします。

事業費は、1億2,860万円であります。昨年11月21日に閣議決定された「強い経済」を実現する総合経済対策において、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金にて、今年1月から3月まで小学校、中学校の児童生徒は給食費が無償化となりました。今回の令和8年度からの小学校給食無償化事業の導入により、給食費の無償化が続くものと思われまます。大変素晴らしいことであると感じました。そこで、この事業についてお聞きいたします。

まず、この事業の概要について、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 19番大関議員の御質問にお答えいたします。

令和8年度新規事業の小学校給食費無償化事業でございますが、まず事業費1億2,860万円につきましては、令和8年4月から国が自治体に対して小学校の給食食材費の支援として、都道府県を經由した学校給食費負担軽減交付金の交付を予定することから、本市が来年度当初予算歳入にこの交付金の見込額1億8,023万7,000円を計上し、小学校の給食費を無償化することにより、小学生の保護者負担が軽減される金額を表したものでございます。

次に、この交付金の財源でございますが、国、県それぞれ2分の1、このうち県負担分は国から交付税措置されるため、実質国が全額負担する仕組みとなっております、交付される基準額でございますが、小学生1人当たり月額5,200円、年額では11か月分として5万7,200円となっております。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） 本市での持ち出しはないということによろしいですか。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 交付金に対する市の持ち出しはございませんが、給食の食材費も高騰が続いております、歳入予算で見込む、小学校給食費となる今回のこの交付金及び中学校給食費、こちらを合算しても賄えない食材費の高騰分を市が自ら支援する、給食費負担軽減事業に係る経費7,604万4,000円を来年度も歳出予算に計上しております、保護者の負担軽減と給食の量と質の確保を図ることとしております。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） そうすると、無償化については国、県のほうから出てくる財源はあるのですけれども、万が一高騰が続いてそれが足りなくなるようであれば、この財源、本市の一般会計からの財源を充当するということによろしいですね。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） こちらの給食費負担軽減事業に、国の交付金の一部を財源充当するというような形になると考えております。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） それでは、現在の小学校での給食費はお幾らなのですか。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 小学生が月額4,210円、中学生4,620円となっております。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） それでは、1食当たりの費用は幾らになりますか。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） こちらの給食費のみでお答えしますと、小学生が230円で、

中学生が250円となりますが、先ほどの市独自の給食費負担軽減事業などで上乗せをしておりますので、実質は1食当たり320円から340円ほどとなるところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） この事業が導入された後の給食費用に変化はあるのかないのか、現在との比較をお伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 歳出予算案でお答えさせていただきますと、1か月分の食材費でございますが、現在1人当たり月額約6,000円を超える費用を要しておりまして、物価高騰が続くことから、先ほどの市が負担する給食費負担軽減事業でも増額となりますので、この事業の一部に交付金を、先ほど答弁したように、充当する考えでございますので、給食費に関する予算の変化はございません。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） 今年1月から3月までは重点支援策の交付金で、対象の児童から除かれた第3子、要保護、準要保護の児童がありました。その方たちの費用はどのようになされていたのか、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 重点交付金による小学生、中学生の3か月分の給食費無償化事業でございますが、給食費を負担する保護者への支援を目的として、児童生徒1人当たり給食費3か月相当額である1万5,000円を支給する事業でございます。

御質問の第3子と要保護、準要保護該当者につきましては、それぞれ既に国や市の制度により給食費の支援を受けていることから、対象から除くことといたしたところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） そのときの要保護、準要保護の児童数をお伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 令和8年1月1日現在でございますが、該当児童数は、要保護が8名、準要保護が303名、合計311名でございます。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） 完全無償化事業での要保護、準要保護の児童の給食費の扱いについては今までどおりなのか、それとも国のほうの無償化事業で補填されるのか。その辺のところはどういうふうになっているのか、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 今年1月から3月までの要保護、準要保護につきましては、先ほども述べたとおりでございますが、4月からの国の交付金につきましては、要保護に該当する児童につきましてはこれまでの国の制度により、給食費が支援されることになり

ます。準要保護児童につきましては、今回この新たな交付金で全額支援、全額というか、月額5,200円が支援されることとなります。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） 完全無償化の事業の対象になるのは準要保護の児童がなりまして、要保護は今までどおりの支援であるということの理解でよろしいですか。分かりました。

それでは、完全無償化事業の課題について、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 完全無償化という表現でよいかどうかちょっと迷うところではございますが、国が給食費の支援として保護者の高騰分を負担する自治体に向けた支援でございます。

実際のところ、先ほど申したとおり、実際の給食費は月額、今回の国の交付金よりも上回っておりますので、高騰分を埋める部分、市の持ち出しがあるということが課題ではないかと考えてございます。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） さらに、今後の課題として、中学生の給食無料化が挙げられます。

今年1月から3月まで、これは重点施策の中で賄われておりました、無償化になっておりました、小学校、中学校とも。であります。令和8年度からは小学校だけが無償化が継続すると、中学生の生徒はその限りでないということでもあります。

今後の課題として、中学生の給食無償化が挙げられますが、本市でのお考えをお伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 現在、国は、中学校給食費につきましても可能な限り早期に無償化を拡大するとの方針を示しているところでございます。本市としましては、この方針に基づく早急な無償化を、国に対して要望してまいりたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） 第1子、第2子までは無償化ということで、今までも実施しておりました。第3子以降だと思いますので、本市でも無償化に向けて、よろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に入ります。大項目2、医療・福祉環境の向上事業についてに入ります。

令和8年度の山口市長の施政方針の「若者・子育て・笠間暮らしの向上」では、保育料や小学校給食費の完全無償化をはじめとする経済面での支援、5歳児の健康診査、子どもの居場所づくり、教育の充実・強化、産科誘致に向けた調査など、保健・福祉・教育を中心に、全分野が一体となった日本一の子育て都市づくりを推進してまいりますとありまし

た。その中から、2点お聞きいたします。

小項目①、休日・夜間小児オンライン診療について、お伺いいたします。

この事業費は、754万円であります。市立病院での平日夜間及び日曜日の初期救急診療については、現在の診療体制を継続しながら小児の受入れ体制の充実を図るため、令和8年度から15歳以下の小児に対するスマートフォンアプリを活用した医療相談及びオンライン診療を導入していくとのことですが、その事業内容をお聞きいたします。

オンライン診療とはどのような事業なのか、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 市立病院事務局長鈴木昭彦君。

○市立病院事務局長（鈴木昭彦君） 19番大関議員の御質問にお答えいたします。

休日・夜間小児オンライン診療についてでございます。

現状の平日夜間・日曜初期救急診療は、平日は19時から21時、日曜日は9時から17時に、県立中央病院や笠間市医師会の協力の下、主に内科の医師による来院型、病院までお越しいただく形の診察を行っております。

しかしながら、3歳未満の患者であることや当番医の専門外等による理由から、小児医療に対応できないケースがございます。このような背景を考慮して現状の診療体制に追加する形で、新たに小児を対象としたオンライン診療の仕組みを導入するものでございます。

その内容は大きく医療相談とオンライン診療の二つの医療サービスを予定しております。スマートフォンにアプリをインストールして利用するものでございます。

医療相談は、チャット形式で症状等について医師に直接相談することができます。オンライン診療は、医療相談の結果、受診が必要と判断された場合、実際に小児科の医師と画面越しにオンラインで診察を受けるものでございます。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） 現在の診療体制にプラスして、医療相談とオンライン診療となるとの今説明がございました。

体制について、お聞きいたします。

○議長（畑岡洋二君） 市立病院事務局長鈴木昭彦君。

○市立病院事務局長（鈴木昭彦君） 体制についてとの御質問でございます。

医療相談は、24時間365日、15歳以下のお子さんは無料で利用することができます。オンライン診療は、平日19時から21時、また日曜日9時から13時、それと14時から17時の間で受診できる体制を構築予定でございます。

相談のほうは、医療相談のほうは、登録している医師が全国に400万人以上ございます。そういった方、ドクターの皆さんが対応をしていただくという形になります。

オンライン診療のほうは、複数名の小児科医師と市立病院が雇用契約を結びまして、予約枠に応じて当番医が対応するものでございます。

以上でございます。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） 先日の2月25日付の茨城新聞には、水戸市でも同じオンライン診療の記事が、導入するという記事がございました。小児を対象とした、休日と夜間のオンライン診療と医師による24時間対応の医療相談サービスに乗り出す。オンライン診療は予約制で、受診後に市休日夜間緊急診療所で薬も処方する。医療相談は、チャット方式とありました。

本市と同様なのか、違いがあるのか、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 市立病院事務局長鈴木昭彦君。

○市立病院事務局長（鈴木昭彦君） こちらのほう、市立病院で検討しているものと内容は同様になると思います。ただ、運用面を見ますと、診療時間など等は相違してくるのかなと思ってございます。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） スマホで対応するということでありますが、医療相談とオンライン診療の相談の流れ、もう少し詳しくお伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 市立病院事務局長鈴木昭彦君。

○市立病院事務局長（鈴木昭彦君） まず、スマートフォンにアプリをインストールする必要があります。その後、個人情報、簡単な個人情報を入力、初期設定が必要でございます。その後は、画面のメニューから医療相談、そういったボタンがございまして、それを選択すれば利用できるようになります。

テキストチャット形式でございまして、相談内容は御自身で文書で入力する必要があります。また、その内容について医師から、例えば自宅でどういう対応をすればよいのかとか、市販薬の紹介、そういった回答、コメントが届く予定でございまして。この結果、受診が必要と判断された場合には、オンライン診療へ進むこととなります。

また、オンライン診療も通常どおり保険適用でありまして、医療費、こちらについては自己負担割合に応じてお支払いしていただくようになります。お支払いのほうは、クレジットカード限定という形になります。

なお、こちらのほうは8割方、医療相談で解決するというお話も聞いてございます。残り2割程度が、オンライン診療のほうに進むのではないかと私ども見込んでございます。

このオンライン診療で解決に至らない場合は、その後、平日夜間・日曜初期救急診療と同様に県立中央病院等、そういった病院のほうに対応していただくような形になると思います。この流れは、救急外来の適正受診にもつながるものと思ってございます。

以上でございます。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） 最初はスマホで、文章でこういう状態であるというようなものを相談する。次に、画面にて医師との相談に移るということになります。

そこまでの段階での話で今8割は解決するというのは、そこまでの段階だと思うのですよね。

そして、残りの2割が医師への紹介に移行するというふうに思われますが、医師への紹介はどのようにされるのか、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 市立病院事務局長鈴木昭彦君。

○市立病院事務局長（鈴木昭彦君） こちらも、オンライン診療のつなぎと申しますか、これもアプリでそのまま空いている、オンライン診療というボタンのほう、メニューのほうから空いている受診枠、こちらに予約を入れまして、その予約枠の当番医となっている小児科の医師がオンラインでつながるとい形になります。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） これが導入されれば、お母さんたちにとって本当に心強い、そういうものにつながるのではないかなというふうに思われます。

県内の他市での導入状況について、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 市立病院事務局長鈴木昭彦君。

○市立病院事務局長（鈴木昭彦君） お答えいたします。

市立病院が検討しているアプリ、こちらのほうで医療相談のみを実施している自治体、県内で、こちらは年齢等に差はありますが、まず桜川市、大子町、つくばみらい市がございます。こちらは、医療相談のみでございます。

私どもと同じように医療相談とオンライン診療、両方を実施しているところは、つくば市と日立市でございます。

以上になります。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） それでは、オンライン診療の効果について、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 市立病院事務局長鈴木昭彦君。

○市立病院事務局長（鈴木昭彦君） オンライン診療のメリットとして、現状の平日夜間・日曜初期救急診療でカバーし切れない小児医療について新たな選択肢ができることで、地域医療サービスの向上につながると考えてございます。

また、この事業は、医療相談とオンライン診療の二つのサービスから構成していますが、医療相談サービスがあることで、保護者の安心感と救急外来の適正受診が挙げられます。医療相談サービスで医師が保護者の相談内容を回答することで、すぐに診察が必要なのか、翌日診察してもらえばいいのか、あるいは病院に行かなくてもしばらく様子を見ていれば回復するなど、医師のアドバイスで保護者には安心感と納得感が生まれると思います。

このサービスで医師による受診の必要度が判断されることで、総じて地域の救急医療の適正受診、限りある医療資源の適正配分につながるものと考えてございます。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） 分かりました。

それでは次の質問に入ります。小項目②、5歳児健康診査事業について、お伺いいたします。

この事業費は、219万円であります。子どもの成育過程において、言語の理解能力や社会性が高まり、その後の成長に影響を及ぼす時期と言われている5歳児の健康診査について、これまでは訪問による発達相談に変えて、令和8年度からは集団による健康診査を実施するとのことでありました。

どのような点が違うのか、変わるのか、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） こども部長深澤 充君。

○こども部長（深澤 充君） 令和8年度からの変更点でございますが、笠間市におきましては、平成28年度から保護者への事前アンケートを実施し、保健師と心理士が教育保育施設等に巡回して幼児の様子を見て相談に応じる、巡回型の発達相談を実施してまいりました。令和8年度からは巡回型の発達相談から、保護者も同席する集団型の健康診査へ変更し、発達特性を早期に発見するとともに、就学に向けた適正な支援につなげていくものでございます。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） それでは、変わることによってのメリットをお伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） こども部長深澤 充君。

○こども部長（深澤 充君） 集団健診でのメリットについてでございますが、健康診査において、小集団での活動場面を設定し、保護者が専門職と幼児の行動観察をすることで、保護者が5歳児の発達についての目安がつきやすく、他者と比べて自分の子どもの強みや弱み、そういったものが分かり、必要な支援や対応について専門職と一緒に考えることができ、保護者への適切な生活習慣や育児に関する指導も行うことができる、そういったものがメリットと考えてございます。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） 集団による健康診査とは、どこでどのように実施されるのか、その時間帯はどうなるのか、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） こども部長深澤 充君。

○こども部長（深澤 充君） 5歳児の健康診査の会場でございますが、地域医療センターかさま行政棟で、月に1回から2回程度実施してまいります。

実施方法につきましては、保護者が一緒に参加し、医師の診察をはじめ保健師や心理士など多職種の専門職も関わり、主に発達面についての健康診査を実施してまいります。あわせて、保護者に向けて、就学に向けての講話や子育て講話、そういったものも含め教育委員会と連携し、実施してまいります。

実施の時間帯につきましては、毎回午後の時間帯を予定しておりまして、おおよそ3時間程度を見込んでいるところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） 5歳児の健康診査される小児科の医者はどうされるのですか、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） こども部長深澤 充君。

○こども部長（深澤 充君） 健康診査に御協力いただきます医師につきましては、茨城県立中央病院の医師と笠間市立病院の医師に御協力をいただく予定でございます。それぞれ小児科医であったり、発達相談を担う医師に御協力をいただく予定となっております。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） この事業での効果について、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） こども部長深澤 充君。

○こども部長（深澤 充君） 5歳児健康診査の効果についてでございますが、保護者が子どもの発達状態を確認することができ、支援が必要な子どもにつきましては就学前に必要な支援を保護者と専門職が一緒に考えられること、また就学後も継続した支援が受けられること。また、健康診査を受けた全てのお子さんが生活習慣などの見直しができ、就学までに必要な情報が得られるとともに、そういった相談する場ができることで安心して就学を迎えることができることが効果と考えております。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） 分かりました。

次の質問に入ります。大項目3、新たなアーバンスポーツの導入について、お伺いいたします。

本市では笠間スポーツコミッションを中心に、スケートボードやBMX、ブレイキンなど、アーバンスポーツの魅力向上につながる大会の開催や、スポーツツーリズムを通じた交流人口の創出、多くの世代が関心を持てるスポーツの普及啓発、スポーツによるまち全体でスポーツシティかさまを推進するとのことであります。

このたび、笠間芸術の森公園に様々なアーバンスポーツを体験し楽しめる場所として整備される「オブスタクルスポーツ」についてお伺いいたします。

まず、オブスタクルスポーツの整備に至った経緯と目的について、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長田中 博君。

○都市建設部長（田中 博君） 19番大関議員の御質問にお答えいたします。

オブスタクル施設についての御質問でございますが、オブスタクルスポーツ施設の整備の経緯と目的といたしましては、今回整備を予定している笠間芸術の森公園は県の都市公園として平成4年に開園し、イベント広場、陶の杜、あそびの杜、スケートパークなどを備え、市内外から幅広い世代が訪れる本市の魅力を発信する重要な公園となっております。

す。

一方で、公園内には未開園エリアが残されており、既存のスケートパークを中心とした周辺エリアのさらなる活性化が求められていることから、県と連携し、検討を進めてまいりました。このような背景を踏まえ、様々なアーバンスポーツを楽しめる拠点施設を整備し、広域からの若年層を中心とした集客による地域活性化を図るため、若者や海外からの関心が高く、2028年のロサンゼルスオリンピックにおいて近代五種の一つとして採用が決定したオブスタクルスポーツを新たな起爆剤として、県と共に実施していく予定でございます。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） それでは、アーバンスポーツとは何か、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長田中 博君。

○都市建設部長（田中 博君） アーバンスポーツとは、スケートボードや自転車に乗ってスピードやパフォーマンスを競うBMX、アクロバティックな動きのストリートダンスであるブレイキンなど、都市を舞台として行うことができるスポーツの総称でございます。スピードや高さ、華麗な技による人々を魅了することを重視しており、若者文化との結びつきも強く、若者を中心に世界的に盛り上がりを見せているスポーツでございます。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） 笠間芸術の森公園に設置予定のオブスタクル施設について、お伺いいたします。

まず、オブスタクルスポーツとはどのようなスポーツなのか、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長田中 博君。

○都市建設部長（田中 博君） オブスタクルスポーツとはランニングやアスレチックの要素を組み合わせた競技であり、走る・飛ぶ・登る・つかむといった多様な動作により様々な種類の障害をクリアし、タイムを競うスポーツでございます。近年では、国内外で若者を中心に注目が高まっているアーバンスポーツでございます。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） 私もちよっと調べてみました。オブスタクルとは、スポーツ以外では成功へのオブスタクル、成功を妨げる課題や問題を指しています。スポーツでは、様々な障害物を乗り越えながら進む競技の総称であるとのことで、泥の中を進む、高い壁をよじ登る、ロープやうんていを渡る、重い物を運ぶなど、持久力プラス筋力、プラス敏捷性、プラス精神力が求められるスポーツであるとのことであります。

そこで、本市の芸森公園に整備される予定のオブスタクル競技の整備内容について、お伺いをいたします。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長田中 博君。

○都市建設部長（田中 博君） オブスタクルスポーツには、大自然をフィールドに、自

然環境を利用した障害物をチームで突破していくアドベンチャーレース、数キロメートル以上の距離を走り泥の中や重量物を運ぶなど、20から35の障害物をクリアしていくスパルタンレースなどがございます。

今回の整備におきましては、オブスタクルスポーツの中でも、100メートルに12の障害物が設置されているオブスタクルコースレーシングという競技を予定しており、オブスタクルスポーツ協会公認のコースとして日本選手権や国際大会など開催可能な水準での整備を予定しております。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） 今回整備をされている、予定をされるものは公認のコースとして整備されるということで、今100メートルに12の障害物を配置した、国際大会にも開催可能な公認コースを予定しているとのことでありました。

同様な施設は、どこにありますか。関東圏内での公認コースはあるのか、併せてお伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長田中 博君。

○都市建設部長（田中 博君） 同様のオブスタクルコースレーシングの施設についてでございますが、現在国内には、徳島県吉野川市にございます「オブスタクルスポーツ吉野川コース」、千葉県長柄町にございます「リソルの森」の2か所のみと把握してございます。

このうち、千葉県のリソルの森につきましては、国際大会等の開催に必要な100メートルの公認コースではなく、オリンピック仕様となる70メートルのコースとなっております。そのため、本市において整備を予定しているオブスタクルコースレーシングについては、関東のみならず東日本初となる100メートル公認コースとなり、日本選手権や国際大会の誘致が可能となる国内でも貴重な施設となるものでございます。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） それでは、アーバンスポーツが笠間市に与える影響、効果について、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 都市建設部長田中 博君。

○都市建設部長（田中 博君） 今回の笠間芸術の森公園にオブスタクルスポーツを整備することで、既存のスケートボード、BMXと合わせた国内有数のアーバンスポーツ拠点として他地域にない独自性を確立し、スポーツシティかさまのブランド力を飛躍的に高めることができると考えております。

また、アーバンスポーツは音楽やファッション、アートなども若者文化と深く融合し、新しい文化スポーツでございます。このアーバンスポーツの拠点を活用し、首都圏を含む広域から若年層を安定的に誘客することで交流人口の拡大を図り、まちのにぎわいの創出、地域経済の活性につなげてまいりたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 大関久義君。

○19番（大関久義君） 交流人口の拡大、地域経済の活性化ということであります。期待したいと思います。

アーバンスポーツは、若者文化の発信地、まちの向上とイメージ刷新、若者が住みたいと感じる魅力的な都市づくり、そしてインバウンド誘致等、経済波及効果があると言われております。本市の地域活性化と経済効果を大いに期待して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（畑岡洋二君） 19番大関久義君の一般質問を終わります。

ここで13時まで休憩いたします。

午後零時04分休憩

午後1時00分再開

○議長（畑岡洋二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

18番大貫千尋君が退席されました。

こども部長深澤 充君。

○こども部長（深澤 充君） 訂正について、発言させていただきます。

先ほど、19番大関議員の大項目1、こども・子育て徹底応援事業についての御質問の中で答弁させていただきました、民間保育所等運営事業の地区別対象施設数について訂正させていただきます。

民間保育所運営事業の地区別対象施設数につきましては、笠間地区1施設、友部地区5施設、岩間地区1施設、以上の計7施設となりますので、以上訂正させていただきます。

○議長（畑岡洋二君） それでは、13番村上寿之君の発言を許可いたします。

〔13番 村上寿之君登壇〕

○13番（村上寿之君） 13番、市政会の村上寿之です。通告に従いまして、一問一答で質問します。

それでは、大項目1、令和8年度予算について、質問します。

タブレット端末更新事業小学校1億8,904万6,000円と、タブレット端末更新事業中学校7,216万7,000円が予算内示会で説明されましたが、なぜ令和8年度予算でタブレット端末の更新をするのか、具体的な内容をお聞きしたい。

質問します。小項目①、タブレット端末更新事業について、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 13番村上議員の質問にお答えいたします。

本事業は、国が進めるGIGAスクール構想に基づき令和3年度に導入した児童生徒の学習用タブレット端末を導入後、初めて更新する事業でございます。

事業の目的でございますが、現在児童生徒が使用しているタブレットは、令和8年度に

導入から6年目を迎えることから長期間の使用により老朽化が進んでおり、特にバッテリーの消耗や動作遅延といった課題が生じております。この課題を解消し学びの継続性を確保するため、補助率3分の2の県補助金を活用して計画的な更新を行うものでございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） それでは、タブレットを更新しなければ、教育に重大な支障が出るのでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） タブレット端末は、社会経済のデジタル化が進む中、子どもたちの将来に必要な力を与えるものであるため、現在の学校教育には不可欠と捉えております。また、現行の教科書でもQRコードを読み取ることによって動画教材や音声教材が利用可能になるなど、多くの場面でタブレット端末を活用した授業や自宅学習が展開されているところです。

御質問のように、タブレットを更新しない場合は、学習アプリの開く時間の遅延であったり、端末を使用中に画面が消えるなど、このような学習の安定性や継続性が損なわれるということがございますので、教育に重大な支障が出ると考えております。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） この事業は、誰のために行う事業ですか。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） タブレットを使用する児童生徒のためでございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 子どもたちのためですよね。確認です。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） そのとおりでございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、更新するタブレットの台数は、小学校、中学校何台を予定していますか。お願いします。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 更新台数は、全児童生徒のうち、今年整備する令和8年度の小学6年生分598台を除いた4,266台で、このうち全体の5%に当たる203台を予備機とする計画でございます。内訳でございますが、令和9年度の小学生分として3,089台、中学生2、3年生分として1,177台でございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） タブレット更新後、現在のタブレットはどのようにしますか。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 現在のタブレットでございますが、県の補助を受けて更新す

るタブレットの取扱いでございますが、この補助要件に定められておりました、児童生徒の個人情報が含まれますので、原則小型家電リサイクル法認定事業者へ委託し破碎により情報流出を防ぐとともに、再資源化を行うことになっております。また、有効利用についても示されておりますので、タブレットの状態にもよりますが、学校や市の施設での再利用、または競り売りによる財源確保なども予定しているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 今、競り売りという話ししましたけれども、それは大体何台ぐらいを予定してますか。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 回収したタブレットの状態を確認しないとなりませんので、この場でちょっと何台までは答弁することはできません。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 普通でしたら大体この場で、状態を見なくちゃならないのでしょうけれども、もうちょいそのぐらいチェックしてもよろしいのではないかなというふうに思うのですけれども。現在、こんな多額のお金を出して結局新しい事業をやるわけですから、次古くなった端末をそういうふうに競り売りできるような状態がある端末が現在のぐらいあるかなという把握ぐらい、教育委員会ではできないものなのですか。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 今回更新するタブレットでございますが、令和9年度の児童生徒に対する配布でございます。現在使用しているタブレットをあと1年使うこととなりますので、現段階でどれほどのものがある状態かというのとは答弁できません。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 調べる気はありますか。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 現時点で調べるつもりはございません。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 何で調べる気がないのかなと言いたいですよ。そういう部分も市の財源として必要になるのかなと思うのですけれども、その辺はどのようにお考えですか。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 繰り返しの答弁となりますが、あと1年、小学生、中学生が使用することになります。現時点で例えば調べたとしても1年後その状態が継続されるということが把握できませんので、現在、調べるような検討はしてございません。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 1年後調べる気は。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 1年後につきましては更新により戻ってきますので、そのときに調査したいと思います。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） ぜひ、よろしくお願いします。

新しいタブレットの管理は、誰がどのように行いますか。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） タブレットの管理でございますが、現在の管理方法と同様に、タブレットの調達から稼働までの設定、それから稼働後の設定変更、また故障時の代替機と修理の手配など、学校現場に負担をかけないように、全て現在も教育委員会が行っております。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） しっかりその管理をお願いします。

更新したタブレットの中で、使われない端末はどのぐらいありますか。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 購入をする予定の4,266台のうち5%に当たる203台、こちらが予備機として確保する予定でございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） その予備機の203台というのは無駄にはならない考えでおりますか。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 予備機は無駄にならないと考えております。

こちらの予備機でございますが、例えばタブレットを落として画面が割れてしまったなど、タブレットが何らかの理由で使えなくなったというような児童生徒がいた場合に、状態にもよりますが、タブレットの修理から返却まで1か月程度の期間を要します。この間、壊してしまった児童生徒にタブレットがない状況が続きますので、こちらの代替機としての用途、また年度途中の転入者もございまして、こちらの方に配布する必要がございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） その203台は、妥当な数字だとお考えですか。多くありませんか。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 203台の根拠でございますが、これまで使用してきたiPadのほうなのですが、iPadの故障率を検証して出した答えでございます。また、国のほうでは予備機の台数、こちらにつきましては全児童生徒数の15%まで認めていると

ころでございますが、本市では i P a d の故障率などを参考に 5 % に抑えて用意したものでございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） それでは、子どもの目線でちょっと質問させていただきます。

さっき、このタブレットは子どもたちのためだということを部長おっしゃっていましたが、子どもたちにこの端末が必要だと確認をしたことはありますか。子どもたちにこのタブレットが必要だと、子どもたちに確認をしたことです。お願いします。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 教育内容の御質問なので、私のほうから御説明をさしあげます。私のほうでお答えします。

結論的に、調査は必要ないと考えています。

議員御周知のとおり、もう I C T 活用能力がない子どもたちは、社会の中で生きていけない状況が、全世界の中で起こっています。今後 I C T を活用するための能力は必須でありまして、国のプロジェクトとして行っている事業でございますので、我々のほうで子どもの好き嫌いにかかわらず大切なものを教えていきたいという、そういう気持ちがありますので、ぜひ、アンケート等を行わず、確認もせず、教育内容については教えていきたいなどそういうふうに思っているのですけれども、議員がおっしゃっているように、子どもの中でもしもこの必要性について何も分からないと、そういう子がいるのであれば、改めて教員のほうからこの必要性についてはキャリア教育の視点で説いていきたいと思えます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 結局、私は何が言いたいかという、当然今のこともそうなのですけれども、結局、端末を利用するのは子どもたちのためだという今、先ほど部長の答弁があったのですけれども、子どもたちのためだということであれば、子どもたちの意見を聞かなくちゃならないという視点は全く考えないのですかということをお願いなのですよ。

いや、大人たちが勝手に決めて、当然国が決めることですが、国が決めて末端に下りてきて、各自治体に下りてきて、下りてきたものを国の G I G A スクール構想だから進めているものだからやっていくんだということも当然大事ですが、もっと大事なのは、子どもたちの声を聞かなくちゃならないという部分に対してどう思うのかなということも聞いてみたいのです。その辺は、どのようなお考えですか。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

○教育長（小沼公道君） 議員のおっしゃることもよく分かります。

ただ、全てが全て子どもたちの意見を入れて教育を行うということではなくて、好きなものもやるし嫌いなものもやっていくということも、十分大事な教育だと私は思っていますので、ただ重ねて答弁いたしますけれども、もう必須能力なわけで、I C T の活用につ

いては、そのことについてはやはり子どもたちに理解をいただいてやっていくという指導方法を取っていきたいと思っています。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 簡単に言えば、一方的な教育だと私は思うのですよ。子どもたちの声を聞くことがどれだけ子どもたちのためになるかと、その中で新たなヒントが発生するというようなことも考えられるのかなというふうに思ってるのですけれども、なかなかこの議論を尽くすというのは難しいので、ぜひこれは私からの要望なのですけれども、子どもたちにいろいろな意見をやっぱり聞くというのも、これはやはり大人の仕事ではないのかなというふうに思ってます。

結局6年間、学校の先生と会話もしないで、その子どもが大人になっちゃったときに、結局どんな大人になっていくのかなというのは、学校の先生たちがよく分かると思うのです。ぜひ、漏れなく子どもたちと話ししろというまではいかないですけれども、少しでも端末はこういうことだから、こういうふうに更新していくんですよという趣旨を、子どもたちと相談できるような場所づくりぐらいはつくってほしいなというふうに思って、こういう質問をさせてもらったんです。ぜひ、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、更新後の年間維持費はどのぐらいになりますか。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） タブレットの更新後1年間はメーカーに保証されますので、修理費等の発生はいたしません。2年目からは故障対応の修繕費が必要となりますが、1年間の実績などを参考に必要な経費を予算化したいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、維持費を少なく済ませるために考えてほしいが、そのような考えはふだんからお持ちですか。

○議長（畑岡洋二君） 教育部長松本浩行君。

○教育部長（松本浩行君） 維持費の削減でございますが、まずタブレットの選定に当たりまして壊れにくさを重視し、維持修繕費の削減を意識した選定としております。また、予備機の台数でございますが、先ほど述べたとおり、国が15%まで認めるところ5%に抑えまして、初期費用、初期調達費用と将来の更新費用の削減を図っております。

また、タブレットの運用管理に関しましても、他自治体ではノウハウを把握した職員がいないことなどから、民間へ委託しているケースなどもございます。また、学校任せになっているケースもございます。ところが一方で、本市では現在も市の職員が全て直営で管理を行っております。経費削減だけでなく、学校現場に負担のないよう配慮しながら、タブレットの運用管理をしているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） ぜひ、2億5,000万円もの結局お金が使われるわけで、3分の1は結局市の財政からということになれば、当然相当な額になってくると思うので、この端末が子どもたちに有効に使われるよう、ぜひ教育委員会にはお願いしたいというふうに思っています。

また、教育委員会としては、学校としては子どもたちにこういうお話をしないということなのですが、ぜひいろいろな形で子どもたちと触れ合う機会も多めにつくっていただいて、どんどん子どもたちの成長を助けていただければいいなと思ひまして、この質問を終わりにします。

続きまして、小項目②に入りますね。令和8年度予算、子どもの居場所拠点運営事業2,038万9,000円の具体的な内容を知りたい。

質問します。小項目②、子どもの居場所拠点運営事業について、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） こども部長深澤 充君。

○こども部長（深澤 充君） 13番村上議員の御質問にお答えいたします。

子どもの居場所拠点運営事業についての御質問でございますが、この事業は、様々な事情から養育環境に課題のある家庭の子どもや、不登校など学校に居場所のない子どもに対し、安心して過ごせる居場所を提供するとともに、基本的な生活習慣の形成や学習支援、食事の提供、課外活動といった支援を行う事業で、小中学校・義務教育学校に通う全生徒を対象とした事業となっております。

市の委託事業といたしましては、令和5年度から民間事業所に委託し、事業を実施しているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） この事業の対象となる子どもは、主にどのような子どもたちですか。

○議長（畑岡洋二君） こども部長深澤 充君。

○こども部長（深澤 充君） 小中学校・義務教育学校に通う児童生徒全てになりますが、様々な事情から養育環境に課題のある家庭の子どもや、不登校など学校に居場所のない子どもが対象となっております。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 令和7年度の子どもの利用人数はどのようになっていますか。延べ人数と実人数をお聞きいたします。

○議長（畑岡洋二君） こども政策課長根本由美君。

○こども政策課長（根本由美君） 令和8年1月末の集計になりますが、延べ利用人数は2,597名、利用実人数が25名でございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、この25名の子どもたちが、この事業がなかったら結局該

当する子どもたち25名、該当する子どもたちは何が困りますか、何か困ることはありますか。この事業がなかったことで、25名の子どもたちは。

○議長（畑岡洋二君） こども部長深澤 充君。

○こども部長（深澤 充君） この事業の目的にもなりますが、子どもの安心した居場所が確保されないことかと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 大事な事業ですね。

令和7年度予算1,386万4,000円、令和8年度予算2,038万9,000円、令和7年度より652万5,000円増やした理由をお聞きます。

○議長（畑岡洋二君） こども部長深澤 充君。

○こども部長（深澤 充君） 令和8年度から新たに委託事業として開始するに当たりまして、課題を抱える子どもたちへより適切な支援を提供するために、今まで子ども5人に対して1人の支援員を配置していたところを、子ども4人に対して支援員1名を配置する体制に見直ししたため、支援員1名分の人件費が増加したことと、物価や人件費の高騰なども勘案し増加した要因でございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、どのような子どもがどのように救われたか、具体的な例などを教えていただければ。

○議長（畑岡洋二君） こども部長深澤 充君。

○こども部長（深澤 充君） 利用するお子さんの多くは、虐待を受けた経験のあるお子さんや家庭の課題を抱えたお子さん、不登校など、複合的な課題を抱えた状況にございます。

この事業は、子どもにとって安心して過ごすことができる居場所を提供するだけでなく、当事業を利用することで様々な体験や季節の行事などに参加することで、子どもたちが健やかな成長を促すことも目的としていることから、子どもたちが安心して過ごす場ができ、様々な経験ができてきていることから、一定の成果があったものと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） すばらしいことで。

ではここからが大事で、この子どもたちは未来は変わってますか。結局救われれば、未来は変わると思うのです。これだけのお金を結局つぎ込んで子どもたちの居場所をつくってあげている子どもたちに対して、未来が大事だと思うんですよ。未来が変わったという結果を知りたいんです。

ぜひ、教えてください。

○議長（畑岡洋二君） こども部長深澤 充君。

○こども部長（深澤 充君） ここに通う子どもたちというのは、ふだん家庭の中で、い

ろいろな体験とか経験を積んで成長していくものだと思います。そういうところが一部欠けた子どもたちがこういうところに通って、それで様々な経験をしたり体験をすることで、将来そういった経験を生かした未来形成ができるのではないかと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 私が言いたいのは、当然そういうことも大事でしょうけれども、ここに通って画期的に未来が明るくなったんだという子どもたちが1人でも増えればいいなというふうに思ってるんですよ。2,300万円もの、結局これからお金を使っていく、この事業をやっていくのですけれども、お金を使うのは簡単なのですよ。ですけれども、その使ったお金に対して、子どもたちの未来がどのように変わっていくかということもすごく大事な部分なのかなというふうに思うんです。

今困ってる子どもを助ければ、当然それは今はいいですよ。ただ、やはりその子どもたちが今困ってて、ここに来たから未来が明るくなったんだという、そういう結果を聞きたいのですけれども、なかなか答えられないですか。

いいです、いいです。

○議長（畑岡洋二君） よろしいですか。

村上寿之君、続けてください。

○13番（村上寿之君） すみません。ぜひ、こういう未来が変わるような取組も何か考えてあげられるようにもっと大きな目を見て、子どもたちを見てほしいなというふうに思いますね。

次、この事業を教育委員会とどの程度連携して取り組んでいるか、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） こども部長深澤 充君。

○こども部長（深澤 充君） こども政策課では毎月、教育委員会の指導室やスクールソーシャルワーカーとのミーティングを行っております。学校での子どもの様子や家庭の状況等を共有した上で、関わり方や支援の方法について、共に検討しているところでございます。

当事業を利用する過程においても、スクールソーシャルワーカーやこども政策課の職員、関係機関がそれぞれ役割を持ち、利用案内や利用中の状況の確認、共有することで、密に連携をしながら事業を展開しているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） まさか、部長はこういう考えを持ってないと思うのですけれども、この事業は教育委員会が関わったほうがいいのではないかと思うようなことはありませんか。

○議長（畑岡洋二君） こども部長深澤 充君。

○こども部長（深澤 充君） 繰り返しの答弁になるかもしれませんが、ここに通う子どもたちは一つの課題だけではなく、複合的な課題を抱えた子どもたちが通っております。

そのため、こども政策課だけ、教育委員会だけでそういった問題が解決できるものとは考えておりませんので、やはり関係機関が連携して子どもたちの支援に努めていくことが必要だと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） すばらしい答弁を聞きました。ぜひ、いろいろなところにぶん投げないような取組をしていただきたいと思います。与えられた仕事をしっかりしていただければ、そういうことが子どものためにつながると思いますので、まずこういうことはないとは思っていましたけれども、いい答弁が聞けてよかったです。

次に、市の本気度を確認したいんです。この事業をどのように捉えていますか。例えば、福祉の補完か、それとも教育政策の柱なのか、市の見解をお伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） こども部長深澤 充君。

○こども部長（深澤 充君） 本事業は、児童福祉法に基づく児童育成支援拠点事業でございます。第3期子ども・子育て支援事業計画にも明示してある、計画的に事業を推進しているところでございます。

子どもの虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図るための事業の柱と考えておりますので、関係機関挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、この事業に関わってる子どもの保護者同士は、どのような関係を持っていますか。

○議長（畑岡洋二君） こども部長深澤 充君。

○こども部長（深澤 充君） 本事業の利用に当たりましては、子どもと保護者に当事業の趣旨を御説明させていただき、現場を見学していただいております。子どもと保護者双方の利用の意思を確認した上で、保護者からの申請を受け付け、御利用いただいております。また、利用開始後も、子どもや保護者から学校での様子や家庭での様子を伺いながら、相談等にも随時対応しているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、このような保護者に、何か支援していることはありますか。

○議長（畑岡洋二君） こども部長深澤 充君。

○こども部長（深澤 充君） 本事業を利用する契機に把握した保護者の困り事や心配事、そういった課題に対して解決に向けた相談、助言を行っているところでございます。

また、自宅にヘルパー等を派遣する子育て世帯支援事業や児童養護施設等で子どもを預かる子育て短期支援事業などを、困り事やニーズに応じて御案内をしたり、利用の調整をさせていただいております。また、児童福祉サービスに限らず、対象世帯の状態に応じて障害福祉サービスや生活困窮者自立支援制度、その他各種制度やサービスにつなげるよう

な支援も行っているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、この事業で保護者に支払われている金額は、この2,038万9,000円ですよ、ありますか。

○議長（畑岡洋二君） こども部長深澤 充君。

○こども部長（深澤 充君） 保護者に支給している金額はございません。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 今からこれに続く話をしていくのですが、その前に、保護者の居場所は考えてますか、保護者の居場所づくりなどというものは。

子どもの居場所は結局つくるでしょうけれども、こども福祉課だからなかなかそこまでは難しいかもしれないですけれども、こども福祉課から保護者の居場所づくりをつくらなくちゃいけないなという提案を、関わるような部署につくったらどうだということになって、そういう話というのはしないのですか。

○議長（畑岡洋二君） こども部長深澤 充君。

○こども部長（深澤 充君） 必要に応じて、母子福祉施設等に御案内する場合もございますが、主には相談に応じて、それぞれ安心した子育てができるような支援をしているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 保護者に支援をするのが私は一番大事な取組なのかなというふうにこの事業は思っているのですけれども、この事業の結末は子どもの居場所づくりで終わるのか、それとも家庭再建支援まで行くのか、その辺はこども福祉課の部分としたら、やはり子どもの居場所づくりで終わるのかなと、その辺どのように考えているのですか。

○議長（畑岡洋二君） こども部長深澤 充君。

○こども部長（深澤 充君） 本事業を利用する子どもがいる家庭は複合的な問題を抱えている場合が多く、困り事が多くなっている傾向がございます。子どもの居場所づくりに終始することなく、その家庭のニーズに応じた支援をしていくことが必要だと考えております。子どもだけでなく、保護者も含めたファミリーケアを努めてまいりたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 子どもの居場所づくりには、家庭環境に大きく影響されると思います。このような子どもたちを救うために、保護者の支援事業も考えてほしいです。

これ先ほど言ったことと同じなのですけれども、今後そのようなことを強く要望するのですけれども、今、部長が思っているこども福祉課では、その件に対しては将来どういうふうに感じてますか。そこをお聞きしたいです。

○議長（畑岡洋二君） こども部長深澤 充君。

○こども部長（深澤 充君） 子どもたちの安心安全な家庭環境をつくるためには、保護者への支援というのはやはり重要だと考えてございます。また、保護者にとっても子どもの成長が喜べるよう、妊婦から子育て中の保護者まで、地域や関係機関が連携いたしまして、切れ目ない支援をしてまいりたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 結局言いたいのは、保護者にも支援してくれということなのですけれども、そこはどうか。

○議長（畑岡洋二君） こども部長深澤 充君。

○こども部長（深澤 充君） 保護者に関しましても、やはり困り事の相談や相談への支援という形で支援してまいりたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君

○13番（村上寿之君） できれば、本年度はもうこういうふうに予算がついちゃったからやりようないですけれども、来年度はしっかり保護者に予算を、ここの保護者にも予算をつけるような、居場所づくりができるような取組ができればいいなというふうな期待を持って、この質問を終わりにしたいと思います。

続きまして次に、大項目2、笠間の新栗まつりについて、お聞きします。

笠間市の最大級のイベントになっている新栗まつりの目的とは何か、お伺いいたします。

小項目①、新栗まつりの目的について、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 13番村上議員の質問にお答えします。

かさま新栗まつりの目的でございますが、笠間市が全国で有数の栗産地としてさらに発展するために、栗生産者・菓子事業者・陶芸家など栗に関わる関係者が一体となり、栗に関する様々な情報を幅広く発信し、消費者等と相互交流することで、栗に関する理解と関心を高め、笠間の栗ブランドの確立と地域産業の振興に寄与することを目的として、新栗まつりは開催しております。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 新栗まつりは、目的に見合ったイベントになっていますか。イエスか、ノーでお答えください。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 目的に見合ったイベントになっていると考えております。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 来場者や出店業者の満足度調査はしておりますか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 来場者や出店事業者の満足度調査についてでございますが、令和7年度に開催した際に実施した来場者を対象とするアンケート調査により、お客

様の声や反省点を集約して、約87%の方に満足と回答していただいております。不満の回答といたしましては、駐車場や飲食スペースの不足、購入までの待ち時間などが挙げられているところでございます。

また、出店者の皆様からも売上げの結果報告書をいただく際に聞き取り、合わせて感想や要望などの聞き取りを行ってございまして、改善できるものを取り入れ、運営につなげております。満足度につきましては、出店者、多くの店舗が次年度も参加したいという意見が多く聞かれるために、一定の満足はしていただいているものと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、新栗まつりの目的はどのぐらい達成しましたか、その辺をお聞きします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 初回、旧岩間地区で開催したときは、当初1,000人規模のイベントでございました。今回、今まで19回重ねる中で、4万2,000人という規模の大きなイベントに育っていることから、十分目的を達成していると考えます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 小項目①を終わりにします。

では、部長は、予算内示会で新栗まつりに対して、20回にふさわしい取組にしたいという話をしましたが、どのような取組を考えていますか。

小項目②、令和8年度の新栗まつりの取組について、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 第20回を迎える新栗まつりにつきましては、第20回にふさわしい内容になるよう、運営主体でございます儲かる笠間の栗産地づくり協議会が中心となって、現在協議を進めているところでございます。

具体的には、第1回からこれまでの歴代ポスターの掲示、もしくは歴史を振り返る展示コーナーの設置など、過去に実施していた催物を復活させる等のことを今検討しているところでございます。まだ、20回にふさわしいものにつきましては、儲かる笠間の栗産地づくり協議会のほうで協議中でございますので、何らかのインパクトのあるようなものを準備したいと考えているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） ぜひ、そのインパクトのあるものを何か、まだ決めてないというようなことであれば、しっかりこういうものやっつけていきたいというのにも、議会にもしっかりとお示ししていただければいいなというふうに思ってます。

では、20周年は、祝う年ですか、それとも変える年になりますか、その辺をお伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 新栗まつりの20回は祝う年であり、変える年であると考えております。引き続き、来場者の皆さんの満足度の向上を図るため、笠間の秋の一大イベントとして発展させていきたい、区切りの回と考えております。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） どっちかと言ったら、どっちか答えてほしかったのですが、変える年であるということであれば、どのように変えていくか考えていますか、その辺、お聞きいたします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） それにつきましても、変えるということにつきましても、20回の節目を今協議会のほうで議論している中でございますので、20回の企画と並行して、21回以降どういふふうなイベントで盛り上げていくかというところも併せて協議を進めているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 新栗まつりは大勢の人が楽しみにしている、もう大イベントになったということで、その事業を、我々やはり議会としてもどういふふうに進めていくのかなというのは非常に気になるところです。どうか、しっかりした目的意識を持って、今度20回、21回というものがますます発展していくことをお願いして、次の小項目③に入ります。

新栗まつりは、大人数の来場者が市内外から訪れることで、まつりの会場での飲食購入だけでなく、市内の飲食店、土産物店、観光施設への支出が増える効果が期待できる。新栗まつりが与える笠間市の経済効果がどのようになっているのか、市は検証していますか。

質問します。小項目③、新栗まつりによる経済効果をお伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 新栗まつりによる経済効果についてでございますが、令和7年度に開催いたしました第19回かさま新栗まつりは、3日間で約4万2,000人の来場を迎えることができました。出店者数につきましては、コロナ渦に開催した令和4年度の47店舗に対し、令和7年度は71店舗となり、出店者から報告される総売上額につきましても、令和4年度の2,750万円から、令和7年度は約4,650万円と69%の増加をしているところでございます。

また、かさま新栗まつりの来場者を対象にアンケートを行ったところ、約92%の方が市外からの来場者の皆様で、そのうち49%は県外からお越しいただいている状況でございます。さらに、59%の方が、かさま新栗まつりの来場と合わせて、道の駅かさまや市内飲食店、笠間稲荷神社などを訪問すると回答しており、詳細な入れ込み人数や消費額は把握しておりませんが、イベント会場内での消費に加え、観光施設や飲食店など市内融資も促進され、市内全体の経済効果にも貢献しているものと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、農政課で、今新栗まつりで一番大事にしている取組は何ですか。一番大事にしているですよ。全部大事にしてるのは当然分かりますから、一番大事にしている一つだけ言ってください。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 来場していただけるお客様の満足度の向上というところで考えております。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 私は1人当たりの消費額が一番大事かなというふうに思ってるのですけれども、当然満足度がなければ消費額も上がらないので、ぜひそういう部分も考えながら経営していただければありがたいのと、運営していただければありがたいというふうに思ってます。

次に、過去3年間の新栗まつりの来場者数をお聞きいたします。令和5年、令和6年、令和7年でお願いします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） これ実際に来場者の計測調査を始めたのが令和6年度からというところで御理解いただきたいのですが、令和5年度は約5万5,000人、令和6年度が4万100人、令和7年度が約4万2,000人という数字になっております。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、これらの来場者が笠間市内に散らばるためには、何か考えることは農政課の役割ではないですか。農政課の役割ではないですかねということなのですけれども、もう1回言いますよ。これらの来場者が笠間市内へ散らばるために何か考えることは、農政課の役割ではないですかという質問に対して、どのようなお答えをお持ちですか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君

○産業経済部長（礒山浩行君） 新栗まつりを中心にですが、栗のシーズンを迎えるに当たり、てくてく栗図鑑やもんぶらり旅マップ等を新栗まつりのPRと一緒にすることで、市内の回遊というところを促しているという状況でございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 例えば、そういうことも大事だと思うのですけれども、私がもっと言いたいのは、新栗まつりのお客様たちが、来場者たちがより笠間を、例えば稲荷神社だってあるし、例えばいろいろな岩間に行けば愛宕山だってあるし、友部に行けば北山公園、いろいろな公園があると思うのですけれども、例えば焼き物屋だってあるし、そういう場所へどんどん行ってもらいたいというような政策を農政課が考えなければ、どこが考えてくれるのかなという質問なのです。その、てくてくどうたらこうたらという

のは別にして、そういう話ですみませんが、お答えしていただければ。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 農政課を中心とした産業経済部全体で考えることと考えております。

先ほども答弁いたしました。来場者のほとんどが市内回遊をされているような状況の中で、一番多いのは多分道の駅だと思うんですよ。議員御存じかと思いますが、道の駅の中にはテーマ別の案内のマップ、例えばカフェであったり、生栗が買えるところであったり、飲食店であったり、そばであったりという情報発信を道の駅が積極的に行っておりますので、そのマップ自体も新栗まつりの会場でも配布しておりますので、そういうところを産業経済部、全て含めて市内の周遊につなげていく施策を行っているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 分かりました。

では、新栗まつりが単発的なイベントで終わらないための工夫は、何かしてありますか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 単発的に終わらないように、毎年新たなイベントや企画等を行っているところでございます。代表的なものでいうと、全国モンブラン大会の第1回の笠間市の開催であったり、アイデアレシピコンテスト、子どもたちだけではなく一般の部の開催で商品化をつなげる等、毎回新たな企画を考えて実施しているところでございます。

そのほか、チラシやポスター、SNSなど、あらゆる手段を活用して周知することに力を入れてございますので、多くの方々に、右肩上がりで来場者が増えているような状況でございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） それは分かりました。

過去3年間の新栗まつりの出店業者数をお聞きします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 令和5年度以降の出店者についてでございますが、令和5年度が58店舗、令和6年度が72店舗、令和7年度は71店舗となっております。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、過去3年の新栗まつりの出店業者のうち、市外業者の数はどのくらいあるか、お聞きします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 市外の事業者の数についてでございますが、令和5年度が58店舗のうち26店舗、令和6年度が72店舗のうち33店舗、令和7年度が71店舗のうち37

店舗となっております。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、こういう新栗まつりの経済効果が市外に流れる可能性、市外の業者に流れちゃっているようなことも考えられるのですけれども、その辺は市としてどのような考えを持ってるか、お聞きします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 市外の事業者に流れている、市外の事業者が参加が増えている状況につきましては、市外の事業者がやったとしても笠間の栗の原料を使ってイベントに参加していただくということで、一定の経済効果はあると考えております。

あと、市内の事業者につきましても、新しい事業者が新栗まつりで名前を売って、次の年からは自分のお店で商売をするという活性化する入れ替わりというのですか、そういうものが発生しておりますので、市外の店舗が多くなった、割合が多くなったとはいえ、市外に大きな資金の流出があるというふうには考えておりません。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 結局、私は、市内の業者の経済効果がますます上がってくれるような取組も大事な。当然、市外の業者も大事とは思っているのですけれども。市内の業者が例えば入りたいと言っても入れないような、結局いっぱいだから駄目だとか、そういうようなことはないと思うのですけれども、市内の業者が潤うような、市内の業者がこれから活躍できるような取組を、見捨てない取組をぜひ考えていただければと思います。小項目③、終わりにします。

県内外から大勢の栗愛好者が集まる新栗まつりを生かした取組の中で、価格向上を目的とした戦略で、何か取り組んでいることはありますか。

質問します。小項目④、日本一の笠間栗の価格戦略について、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 川村議員の一般質問の答弁と一部重複するところはございますが、価格戦略についてでございますが、東京の中央卸売市場における令和7年度産の都道府県別の平均単価によりますと、1キロ当たり茨城県が757円、熊本県産が1,007円、愛媛が1,035円、長野が1,512円、京都が2,845円となっております。その中でJA常陸の栗部会におきましては838円となっており、他の主要産地と比較すると大分価格差がまだある、イコールまだまだ伸び代があるというふうに考えているところでございます。

価格向上を図る戦略としては、知名度を上げるためのプロモーションのほか、良質な栗をつくるための剪定講習会や目ぞろえ会、またコールドチェーンでの流通、あとは有機JASなどの付加価値をつけた笠間の栗というところで、価格戦略、品質の高い付加価値のついた栗というものをつくっていきたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） ぜひ私は、今回川村議員の先ほどの質問の中で出たように、市場の値段で、結局市場の値段を価格の戦略として考えてないのですよ、ここで言う質問としては。

日本一の笠間の栗を新栗まつりの会場でどんどん発信して、新栗まつりを中心に笠間の栗の値段がもっと上がってくれる、その価格戦略というものが聞きたかったわけなのです。簡単に言って、市場に出して市場が値段決めて、はい、この値段だと決められれば、これはしようがないですよ。どうやったって、笠間の栗が800円だって市場が決めるわけですから。だけれども、それをもっと違う形で直すのであれば、この新栗まつりというのは大チャンスなわけなのですよ。

新栗まつりは、先ほども言ったように、県外の来場者が九十何%なのでしょう。その九十何%の方たちが来て、笠間で買った栗が、例えば2,000円でも3,000円でもして、それがおいしいとなれば、みんなに宣伝することができると思うのですよ。だけれども、市場にいったら売りっ放しでは800円、では京都の丹波栗だったら2,000円、二千幾らというふうに市場が勝手に決める値段ではなく、新栗まつりが発信地として高い値段で笠間の栗を売ってほしいというのが、私の考え方なのです。

そういう部分に対して、一言お願いします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 新栗まつりの会場内、新栗まつりに特化しますと、新栗まつりの会場内でも、高品質な生栗の販売というのを我々事務局のほうで受託して、販売しております。これに関しましては、市場の価格ではなく、当然サイズと品種別にも異なりますが、1,000円台後半から2,000円台というところで販売しておりますので、来場されたお客様がそれを買って、いやこんないい栗ないよねというふうにPRしていただくというところも大事な戦略の一つと考えているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） もう、すごくよく分かります。

先ほど川村議員の答弁の中で言ったその金額というのは、もう全て市場で決められちゃったものなのです。市場で決めない、笠間で決めた結局栗の単価というのをみんなが納得できるような戦略を、私は考えてほしいんです。誰も同じではないですか。農協に持っていった、農協に持っていった金額が市場で800円といったら、それをこの場で800円だからもっとそこに追いつこうと言ったって、追いつくわけがないですよ。どう思いますか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 指標として使うのは、どうしても市場の金額というふうに我々の説明の中ではなってしまう部分が多いかと思いますが、今言ったように、イベントでの販売、付加価値をつけた販売、または道の駅の直売ですと、御自分で値つけができるものです。ユーザーの方、お買い上げになるお客様も目は肥えてございますので、高く

てもいいものを買っていく。あとは、ふるさと納税の中の取組なんかでも高価格帯で大分売れ行きがいい状態になっておりますので、市場は一つの指標としまして、我々が自分たちで値をつけて、議員おっしゃるような、値段をつけて売っていく。

これには、やはり品質の高いものでなくては売れていかないと考えておりますので、そういうところを品質向上のための取組と、あとは個販での販売戦略というところも、我々儲かる笠間の栗産地づくり協議会のほうで応援していきたいというふうに考えてるところです。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） ぜひ、お願いします。私が一番考えてるのは、やはり当然市場からの価格ならば、もう当然数字は出しやすいですよ、ここに。だけれども、やはり努力して、これだけ上げるというようなその目標をやっぱりしっかり持っていただいて、その目標を新栗まつりで生かして売っていくということが、やはりこれからの栗の戦略の一つに、栗価格向上の戦略になってくるのかなというふうに思うので、その辺お願いします。

では、新栗まつりの来場者1人当たりの平均消費額はどのぐらいになるか、お聞かせください。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 平均の消費額、これ単純な計算でございます。単純計算でいくと、1人当たり割り返すと1,200円程度となっておりますが、これ企画展、例えば東京の有名ホテルからの特別出展であるとか、あと今回協力いただいた人たちにガストロノミーという高級な料金のところなんかの数字が入っておりませんので、ならずと1,200円というところでございますが、そこまで含めるともっと単価は上がっていると考えております。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） では、新栗まつりで一番お金を使う人は幾らぐらい使ってるか、そういう調査はしたことありますか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 1人当たりの消費額に関しましては、調査はしておりません。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） これ時間がないから、もうこの話をすればいつまでもしゃべりたいのですけれども、ぜひここでそういう調査をしていただいて、新栗まつりの、やはり幾ら使っているかというのが分からなくちゃ、先ほど言った栗の値段だって出しづらいと思うんですよ。生栗だって当然売ってるわけですから、生栗例えば1人で10個買ってと言ったら、利兵一つ買って2,000円だとしたら、もう2万円ぐらいではないですか。もっと、例えば頼まれてきて買ったんだといって1人で5万円も10万円も使う人、もしかするとい

るかもしれないと思うのです。そういう部分を、新栗まつりの中でチェックしていただきたいんですよ。

なかなか、業者がそこまで言うか言わないかちょっと分からないですけども、できればそういう部分もつかんでいただいて、新栗まつりでどのぐらいのお金を1人が使っていくのかなど。1,200円は、これ決して、私は高い数字ではないと思うんですよ。平均で、それ4万人も来れば、平均だからこのぐらいになっちゃうのかなと思うんですけども、1人平均3,000円以上のやっぱり買物ができるような取組を何か考える価格戦略などしていただければ、もっといいなというふうに思ってるのです。ぜひ、そういう部分も考えていただければいいなというふうに思ってます。

では、この新栗まつりの価格戦略の中で、富裕層を対象として考えて、どのようにお考えになってますか。例えば、モンブラン一つ1万円で売る、そういう考え方どうですか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 最近の消費の中で、議員おっしゃるとおり、富裕層、いわゆる食通、フーディと呼ばれる方々が、食を求めて旅行するというガストロノミーツーリズムというものが昨今話題になっているところでございます。

先ほども言いましたが、一般社団法人常陸国ガストロノミー協会という県内の高級店が今回から参加していただけることになりましたので、そういうところ、その商品は高いです、実際に。そういうところを含めて、一般的な消費者が手に取りやすい商品と富裕層向けの商品というのを、今後併売して考えていかなければならないと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 来店者の中には高価なものが欲しいというような、やはり来場者もいると思うんです。ぜひ、そういうブースをつくっていただいて、もう5万円でも10万円でも使っていただけるような方がいっぱい増えるような戦略を考えていただければ、もっとありがたいなというふうに思ってます。皆さん優秀なので、そのぐらいできると思うんです。頑張ってください。

では、小項目⑤、新栗まつりの課題について、お伺いいたします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 新栗まつりの課題についてでございますが、一番は不適切な商品の販売や食品衛生管理、行列の対応、会場周辺の交通渋滞などがございます。

不適切な商品の販売に関しましては、一部店舗において栗を主としていない商品の販売が見受けられるため、出店者参加要綱や説明会で周知徹底を図るとともに、当日は事務局と会の役員が巡回して、販売の停止などを求めているところでございます。

行列につきましても、最後尾にスタッフを配置するなどの対応をお願いしておるところでございます。

会場周辺の渋滞につきましては、陶炎祭、新栗、浪漫、笠間の大きなイベントでは課題

となっているのですが、2次交通シャトルバスの利用促進や、今回から周辺の空き地を使った駐車場の予約サービス、アプリでやるようなシステム導入というところを検討しておりますので、そういうところについて課題に対しての解決策というのを一生懸命やっていきたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 新栗まつりのこの質問だけはしたかった、最後の質問です。

この事業がなかったら、笠間の栗はどうなっていましたか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 最初1,000人規模から始まったイベントが、ここまで大きくなってきた。笠間の栗というものを名前を売っていく一番大きなイベントだと考えておりますので、このイベントが笠間の栗ブランド化の大きな核となっているというふうに考えております。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 新栗まつりがそのように核になるのであれば、もう価格戦略で、どんどん高い栗が売れるように、笠間の栗の値段がもっと上がるように、そして農家が潤うような政策、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。これで、新栗まつりの話は終わります。

次に、大項目3、中山間地域の農業について、お伺ひいたします。

小項目①、中山間地域の農業の現状はどうなっていますか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 中山間地域の農業の現状についてでございますが、中山間地域とは農林統計における農業地域類型区分の中で中間農業地域と山間農業地域を合わせた地域を指しており、食料・農業・農村基本法において、山間地及びその周辺の地域、その他地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域と規定されております。

本市では、笠間地区、旧大池田村、北山内村、南山内村、西山内村の地域が中間農業地域となっており、市全体の農地の約35%がなっているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 現状のまま10年が経過した場合、笠間市の中山間地農地はどのようになっていくのでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 農地の活用、中山間農地の活用につきましては、原則的、一義的には、所有者や耕作者の皆様が御自分で考えることとなります。

今後、高齢化や今、社会全体で抱えている高齢化、人口減少、気候変動などが進んでいきますと、地理的条件や生産条件が不利である中山間地域につきましては生産効率が悪くなり、耕作できない農地が増えていくことが想定されます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 危機感はありますか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） これにつきましては、中山間地域に限らず、市の全体の農業についての危機感というのは、我々当然持っているものでございます。地域の農業が持続的に成り立っていくよう、国、県、市の補助や政策を活用しながら、そうならないような支援をしていきたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） なかなか現状が分からなければ、結局危機感がそのまま危機的状态になり、次の小項目②に入るのですけれども、中山間地域の持続不能農地や荒廃農地を今後どのようにしていくかという考えなのですけれども、小項目②に入りますよ。持続不能農地や荒廃農地の今後について、どういうふうなお考えをお持ちですか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 維持不能農地や荒廃農地の今後についてでございますが、まず先ほど申し上げましたが、大前提といたしまして、農地管理の原則といたしましては、所有者や利用者が適正に管理を行うものでございます。

中山間地域におきましては、担い手不足だけではなく、地形や日当たりなど条件の悪さや大型機械が入れない進入路の狭さなど、荒廃農地の原因の一つと考えております。耕作条件が不利であり様々な努力をしても生産利用に向かない農地につきましても、農地として維持することが難しいときは、所有者の考えにもよりますが、治水、土砂流出、生物多様性の保全、景観などといった里山としての管理をするなどの土地利用もあると考えております。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） この恐らく今後10年間になって、ますます中山間農地は荒れ果てていくというような感じになると思うんですよ。そこで、やはり地権者の考えが一番大事という感じで考えていったのでは、ますます農地は荒れていっちゃうと思うんです。

ただ、中山間地域に対してそれだけ予算を使うのは大変なことだと思うので、中山間農地が荒れないような取組をぜひ考えていただければ。

時間がないので小項目③に入りたいと思うのですけれども、栗山の件ですよ、中山間地域の栗畑についてです。

日本一の栗どころ笠間市は栗の産地としてブランド化を掲げているが、中山間地の栗畑がここ10年どのように変化していくかということなのですけれども、どうですか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 中山間地域の栗畑についてでございますが、2020年の農林業センサスによりますと、本市全体の栗の栽培面積の484ヘクタールのうち、およそ1

割に当たる50ヘクタールが中山間地域で栽培されております。中山間地域は、生産条件が厳しい農地もありますが、栗に関してましては水はけのよい土壌を好むという特徴もございます。

全国の栗の産地、私たちもいろいろ歩いて見てみましたが、ほとんどの産地が中山間地域で栗を栽培しているという現状でございますので、農地活用の仕方につきましては、所有者の意向により農地中間管理事業による貸し借りを行ったり、あとは法人での参入などというところで、中山間地域の栗畑についても維持していければいいのではないかとこのように考えているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 今、部長の答弁でもあったように、全国の栗産地の中には苛酷な条件の中で栗を作っているというような産地が、例えば熊本にしる愛媛にしるそうだと思うんですよ。そうした条件の中でも、しっかりと地域農業を守っている産地もあります。

笠間市の中山間地域の栗畑を衰退させないために、笠間市が考えていることがあれば、お聞きしたいです。よろしくをお願いします。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 例えば、水田としての活用は難しいような中山間の谷津田なんかのところは、条件が合えば田畑転換をして、高収益作物である栗や露地野菜なども考えられますので、所有者からの相談があったときにはそこを寄り添いながら、こういう条件だったらこういうものがないのではないかとこのところは、これまでもこれからも積極的にやっていきたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 村上寿之君。

○13番（村上寿之君） 中山間地域の栗山の栗が、もうそのまま老廃木して栗にならないければ、結局新栗まつりだって盛り上がっていきません。中山間地域の栗も、相当来てると思うんですよ。当然、平地の栗もいっぱいあると思うのですけれども、中山間地域の栗畑をぜひ守る取組にも頑張っていただければと思います。

以上で終わります。

○議長（畑岡洋二君） 13番村上寿之君の一般質問を終わります。

ここで14時15分まで休憩いたします。

午後2時01分休憩

午後2時15分再開

○議長（畑岡洋二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

21番石崎勝三君が退席いたしました。

続いて、17番石松俊雄君の発言を許可いたします。

〔17番 石松俊雄君登壇〕

○17番（石松俊雄君） 17番、市政会の石松です。議長より許可をいただきましたので、通告に従って、一問一答方式で質問をさせていただきます。

まず、大項目1、市立病院の経営現状と今後についてであります。

2月13日に2026年度診療報酬改定の答申が行われ、各項目の詳細が明らかになりました。2040年を見据えた新たな地域医療構想を踏まえ、医療機関の機能に着目した病床再編を後押しするほか、機能分化、連携を促す内容となっております。また、物価高騰、賃上げへの対応と病院の機能分化が大きなテーマとなっており、小規模病院、主に中小規模の一般病院にとっては、経営のかじ取りが非常に難しい局面を迎えていると言われております。

そこで、小項目①、今般の診療報酬改定が笠間市立病院にどのような影響を及ぼすのか、具体的に順を追ってお尋ねをいたします。

まず、地域包括ケア病棟の評価がより厳格化されるという点についてであります。自宅や介護施設から緊急入院を受け入れている病院は包括期充実体制加算などで評価が上がりますが、大病院からの転院受入れがメインの病院は点数が据置きあるいは相対的に引き下げられる傾向にあると聞いております。あわせて、在宅復帰率などの施設基準を割り込むリスクがないのかどうか、その辺りの現状について、まずお伺いをいたします。

○議長（畑岡洋二君） 市立病院事務局長鈴木昭彦君。

○市立病院事務局長（鈴木昭彦君） 17番石松議員の御質問にお答えいたします。

今般の診療報酬改定の影響はについてでございますが、令和8年度の診療報酬改定は基本的視点として、物価や賃金、人手不足等環境の変化への対応、地域包括ケアシステムの推進、安心安全で質の高い医療の推進など、持続可能な可能性の向上などを掲げております。

そういった中、市立病院への影響で主なものとしましては、地域包括ケア、病棟関連の改定が挙げられます。市立病院では経営強化プランに基づき、病床の見直しを柔軟に行っており、現在30床全てを地域包括ケア病床としてございます。これにより、包括期充実体制加算が見込めることから、調整を行っていきたいと考えてございます。

また、地域包括ケア病棟における初期加算等の評価の見直しも挙げられます。地域包括ケア病棟入院料における加算で、対象が救急搬送された患者から自家用車や介護タクシーなどによる搬送で緊急入院した患者に拡大され、点数も10点増となります。これにより、市立病院に緊急入院の多くは救急搬送よりも低い点数での加算でしたが、緊急入院という同じ区分にできることで110点増となることから、有利な改定であると思っております。

また、地域包括ケア病棟の施設基準には、在宅復帰率や自宅からの入院患者の割合、緊急入院患者数などに決まりがございます。こちらについては、いずれも今回の改定では維持される見通しであるため、市立病院には影響はないものと認識してございます。

○議長（畑岡洋二君） 石松俊雄君。

○17番（石松俊雄君） 令和6年ですか、30床全部を地域包括ケア病床にしたというのは、その効果があったということですね。分かっているのか、診療報酬改定がそういうふうになったのか、偶然なのかは分かりませんが、30床全部を地域包括ケア病床にしたという成果が上がったという意味ではよかったということなのかなというふうに受け止めたいと思います。

2点目は、ベースアップ評価料の拡充の影響についてです。今回の改定では、医療従事者の賃上げを目的としたベースアップ評価料が大幅に拡充をされて、点数が増やされています。外来や在宅における評価料が2倍から3倍に引き上げられ、看護師だけでなく、これまで対象外だった事務職員や40歳未満の勤務医にも賃上げの対象に含まれるようになりました。

この点についての市立病院の影響は、いかがでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 市立病院事務局長鈴木昭彦君。

○市立病院事務局長（鈴木昭彦君） ベースアップ評価による市立病院への影響でございますが、石松議員がおっしゃるとおり、単価として大きく引き上げられました。特に市立病院では人事院勧告に基づき、給与改定を行ってございましたので、ベースアップを継続して行っている医療機関、継続実施医療機関という枠組みになります。それによってインセンティブが働き、令和8年6月から初診が6点が23点に、再診2点が6点、訪問診療28点が107点、3倍から8倍に上がります。

また、今回の改定では、令和9年6月からまた2段階で拡充されますので、こちらがそれぞれ初診、再診、訪問診療が40点、10点、186点と拡充されます。これは、市立病院の影響は大きなものとなると期待してございます。

○議長（畑岡洋二君） 石松俊雄君。

○17番（石松俊雄君） 分かりました。訪問診療をやっていることがいい方向に向いたと、今回の診療報酬改定は市立病院にとっては影響はあるのだけれども、その影響は悪い影響ではなくて、いい影響なんだということだと思います。そういう意味でいうと、全てを地域包括ケア病床にしたということ、それから訪問診療を一生懸命取り組んできたという成果が上がったのだらうなというふうに受け止めたいと思います。

それから、2年前も私、診療報酬改定に関する質問を行っております。その際に、医療DX推進体制整備加算を受けているのかどうかということをお尋ねをいたしました。

その際、8個ほど、8点ほど施設基準があつて、そのうちの二つでしたか、診療室で情報を見ることができる体制、それと電子処方箋を発行する体制というのがクリアできないので、加算申請はしなかったというふうにそのときはお聞きをしてるのですが、現状この体制整備加算については受けられているのでしょうか。まだ、そのまま受けていないのか、お知らせください。

○議長（畑岡洋二君） 市立病院事務局長鈴木昭彦君。

○市立病院事務局長（鈴木昭彦君） 現時点で、医療DX推進体制整備加算2というものを受けてございます。

○議長（畑岡洋二君） 石松俊雄君。

○17番（石松俊雄君） ということは、今回の診療報酬改定で、いわゆる努力義務みたいだったものが、これが算定の前提条件に、事実上の義務化になるのですけれども、そういうふうに改定がされていくわけですけれども、事実上診療室等においても情報を閲覧できる体制もできてますし、電子処方箋の発行体制もできているので影響はないというふうに理解をしてよろしいですか。

○議長（畑岡洋二君） 市立病院事務局長鈴木昭彦君。

○市立病院事務局長（鈴木昭彦君） 今回の改定で、今現在受けている医療DX推進体制整備加算2というものは廃止という形になります。

代わって、新たに電子的診療情報連携体制整備加算というものが新設されます。こちら、最上位の加算は1というものなのですけれども、施設基準上、電子カルテ情報共有サービスという機能を有してないと受けることができません。

市立病院の電子カルテには、その機能がございません。よって、その下の加算2というものを受けられるよう進めていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（畑岡洋二君） 石松俊雄君。

○17番（石松俊雄君） 分かりました。今までどおりの最上位の加算は受けられないけれども、その一つ下、その加算は受けられるということだと思います。

それと私、もう一つ気になっているのですけれども、マイナ保険証の利用率を一定水準保たなければ駄目だということも、今度の診療報酬改定の中に含まれているのですけれども、ここはクリアできるのですか。

○議長（畑岡洋二君） 市立病院事務局長鈴木昭彦君。

○市立病院事務局長（鈴木昭彦君） マイナ保険証の利用率なのですが、現在12月診療分、こちら最新でして、現在56%でございます。我々が今、目指している加算2というものの基準が50%以上ということでございますので、ここはクリアできると考えてございます。

○議長（畑岡洋二君） 石松俊雄君。

○17番（石松俊雄君） 診療報酬改定の中身がどういう影響があるのかというふうに私はちょっと心配するところがあったのですが、今お聞きすると、改定がむしろ市立病院にとっては有利な形で改定がされているのかなというふうに理解をいたしました。

私がちょっと気になっているのはこれぐらいのことだったのですけれども、今質問した以外に、特に市立病院に影響を及ぼすような診療報酬の改定の中身というのはあるのでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 市立病院事務局長鈴木昭彦君。

○市立病院事務局長（鈴木昭彦君） マイナスになる部分もあるとは思いますが、今現在ちょっとまだ全てが明らかになっている状態ではありませんので、明らかにより方向になるものをちょっと御紹介したいと思います。

まず、入退院支援加算の見直しというのがございまして、こちら今まで急性期病院しか取れてなかったものが、6月から地域包括ケア病棟でも算定可能になります。こちら、退院時に1回1,000点を受けることができます。

そのほか、介護支援等連携指導料2というものがございまして、こちらは入院中2回500点、口腔管理連携加算、こちら入院中の患者に医師が歯科治療が必要と判断した場合に600点受けることができるとなっております。

段階的に明らかになっておりますので、先ほども申しましたけれども、マイナス部分もあると思うのですが、おおむねプラスに働くのかなと考えているところです。

○議長（畑岡洋二君） 石松俊雄君。

○17番（石松俊雄君） 分かりました。多分これから私などは、この診療報酬改定で心配するのは、在宅支援だとか訪問看護だとか、いわゆる市立病院が今やってるようなことで、これだけ診療報酬が上がると、今度は民間参入というのは大いに考えられていきますよね。そうなってくると、市立病院の役割もまた考えていかなければいけないのかなという、むしろそっちのほうの心配をちょっと、今の御答弁を聞いていてなったということです。

それで、小項目②の経営指標の話にちょっと移らせていただきます。

笠間市立病院の経営強化プランには、令和5年度までは厳しい経営状況が続いていましたが、令和6年度からは収益が黒字、つまり経常黒字になるように取り組むという目標が掲げられております。

経常収支を見てみました。令和5年度が約6,400万円くらいの赤字で、経常収支比率は93%、令和6年度は約9,000万円くらいの赤字で、経常収支比率は約91%、若干悪化をしています。

全国と同規模の病院は大体経常収支比率90%から95%ぐらいですから、その範囲内には収まっていると思いますけれども、この経常収支、令和5年度よりも令和6年度のほうが悪くなっているのですけれども、この原因について教えていただけますか。

○議長（畑岡洋二君） 市立病院事務局長鈴木昭彦君。

○市立病院事務局長（鈴木昭彦君） 経営指標と経営状況が悪くなった理由ということでございます。

既に決算書等で公表しておりまして、令和6年度の決算は、給与改定や将来を見据えた医師や作業療法士の採用により、単年度で8,997万1,390円の赤字となっております。議員おっしゃるとおり、人件費、将来を見据えた作業療法士等の採用により、赤字幅が大きくなったというのが大きな理由でございます。

○議長（畑岡洋二君） 石松俊雄君。

○17番（石松俊雄君）　ということは、人件費が上がるということですよ。要するに、給与を上げなければいけないということなのですから。これは、民間企業であればすぐに自分のところの営業収益で転嫁はできるのですが、市立病院は公立病院ですから、人事院勧告があって給与改定をするということになると、若干民間よりも遅れちゃいますよね。

そういう意味で、市立病院から給与の問題で、賃金の問題で人材が流出してしまうというような影響というのはあるのでしょうか、ないのでしょうか。

○議長（畑岡洋二君）　市立病院事務局長鈴木昭彦君。

○市立病院事務局長（鈴木昭彦君）　市立病院のほうから退職者というのは、看護師等を含めてそれほどありませんが、今回、今年管理栄養士が1名退職という形を取っています。こちらのほうは、給与の絡みで退職したというわけではございません。

なので、そういった心配はしていないところでございます。

○議長（畑岡洋二君）　石松俊雄君。

○17番（石松俊雄君）　ないということで安心はするのですが、しかしこれ民間病院でもどうしても遅れてしまいますので、このところはちょっと何らかの対策を考えないといけないのではないかなということは申し上げておきたいと思います。

それから、医業収支の関係でちょっと見てみました。医業収支比率と病床利用率についても見てみると、医業収支比率が令和5年度が約9,400万円の赤字で79.1%、令和6年度も約1億円の赤字で88.3%になっています。赤字は赤字なので、医業収益だけで市立病院が自立をしていくという、そういう状態にはないということは変わってはいないのですが、ただ全国と同規模の病院は医業収支比率70%行ってるか、行ってないかというのが大体なのですね。笠間市立病院は、それに比べると非常にトップクラスの医業収支比率になっているということです。

それと、病床利用率も見てみました。令和5年度が85.4%、令和6年度が87.2%ですね。これ、もう全国と同規模病院は60%前後ですから、ずば抜けて病床利用率がいいというのも、率直な現状だと思うんですね。これ、非常に経営、非常に頑張ってるというふうに私は受け止めます。

数字がこういう結果を出ているのですが、全国の中でトップクラスの経営状況になっているこの努力の中身、ちょっと簡単に説明していただけますか。

○議長（畑岡洋二君）　市立病院事務局長鈴木昭彦君。

○市立病院事務局長（鈴木昭彦君）　努力の中身ということでございますが、努力というか、工夫というか、そういったことをちょっとお話ししたいと思います。

先ほどから、地域包括ケア病床、こちら段階的に拡大しております、現在は全床になってございます。病床利用率が、令和6年度は87%でございます。

こういった背景に、毎週木曜日に県立中央病院にドクターと看護師、ソーシャルワーカー

一がチームを組んで、我々県中ラウンドと呼んでるのですけれども、そういったところを県中に行って、転院患者の調整等をやっております。そこで、訪問診療を契約できる人がいれば契約したり、転院をしてきたときの治療方針を決めたりとか、そういったものをしてございます。

そういった中で、県中との人事交流、これを長らくやってきましたので、その信頼関係が強化されて、こういった関係になれているのかなと思っています。この取組は、ほかの病院ではあまり見られない取組だと思っています。

以上です。

○議長（畑岡洋二君） 石松俊雄君。

○17番（石松俊雄君） 県立中央病院との連携が本当にうまくいっているということだろうと思うのと、もう一つは、今局長おっしゃられていないのですけれども、全国の病院と比べて、地域医療センターになってますよね。そういう意味でいうと、訪問だとか、いろいろな保険の仕事と連携がやっぱり取りやすいということもあると思うのです。

先ほども診療報酬改定のところでも申し上げたのですけれども、在宅訪問看護とか、在宅訪問診療というのは、点数が上がってますよね。そういう意味で、総合的にやっぱりうまくいっているというふうに私は思っています。特に、この県立中央病院との連携がうまくいっているというのは、この間の積み上げもあったかと思うのですが、ここはやっぱりきちんと踏まえておかなければいけないなと思います。

そういう努力を踏まえてなのですが、経営改革プランの目標は、経常収支の均衡、いわゆる黒字化を目指すというふうになっているのですが、これ令和8年度、令和9年度で黒字化になるのでしょうか。目標達成について、教えてください。

○議長（畑岡洋二君） 市立病院事務局長鈴木昭彦君。

○市立病院事務局長（鈴木昭彦君） 目標達成の見通しでしょうか。

令和6年度は、計画値、こちら経常損失が4,949万1,000円で見越しておりました。実際は、約9,000万円ほどの経常損失ということでございます。

しかしながら、令和7年度、今年度は1月末時点で、入院部門、外来部門、訪問部門、それぞれが令和6年度の収益を上回っておりまして、合計で約3,000万円ほど収益が好転してございます。令和7年度の計画値が、経常損失4,811万6,000円でございます。今現在の数字を基にすると、見込みですと約5,000万円に抑えられる見込みでございます。

これが、令和8年度、令和8年度は病棟、現状の病床利用率の維持向上を目指して、あとは外来、週1.5日皮膚科がございまして。この皮膚科を週2日に強化して、患者数1日当たり10名ほど増加させることができれば、計画値の経常損失2,296万円を達成することも可能ではないかなと考えている次第でございます。

令和9年度につきましては、経常損益で634万5,000円の黒字が計画値でございます。こちら厳しいものと考えてございますけれども、様々なアイデアを出して近づけていければ

など考えているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 石松俊雄君。

○17番（石松俊雄君） 経営改革プランができたときに、令和9年度黒字化というのは非常に厳しい目標だと思うのですが、ただちょっと今までの御回答、御答弁聞いてますと、あながちちょっとできないこともないのかなというのも率直にちょっと感じてるところなので、もう少し頑張っていたきたいなというふうに思いますし、私も議員の立場で応援をしたいなと思います。

さらにちょっとお伺いしたいのですが、令和6年度の決算の監査委員会の意見書の中に、採算性の向上に資する取組について、医師・看護師・事務職員が一体となって真摯にアイデアを出し合い議論する場を設け、個別の数値目標を設定して実行に移していくべきであるという指摘があります。具体的にはベストプラクティスの導入も提案をされていますが、これらの指摘に対する市立病院当局の見解は、どういう見解なのでしょう。

○議長（畑岡洋二君） 市立病院事務局長鈴木昭彦君。

○市立病院事務局長（鈴木昭彦君） 監査委員会からの御指摘は重く受け止めております。このいただいた意見、提言を踏まえて、まずはできることから始めようということで、実行可能なことから順次、取り組んでいるところでございます。

御指摘の中では、IT導入ということで、今まで電話対応で健康診断の予約なんかを全部受けていたのですけれども、それを予約システムを構築して、令和8年度早期にそれを運用していければと考えてございます。これで、受付業務の省力化と予約枠の拡大、こういったことを狙って、収益の向上を図っていきたいと思っております。

それと、新たな医療ニーズとして、保険適用の治療用装具として、その人の足に合ったインソール、そういったものを作成する治療だったり、巻き爪治療、それとAGA男性型脱毛症治療、こういった自費診療メニューも進めていくこととしてございます。

また、指摘の中で、仕入れコストの縮減ということも指摘されました。こちらについては、診療材料、こちらの共同購入という取組がございまして、入札を今まで行っておりましたけれども、試算した結果、この共同購入のほうが安いものもございましたので、それにもチャレンジしていく予定でございます。

それと、ベストプラクティスの導入、経営の見える化ということで御指摘も受けておまして、こちらのほうは税理士などの外部からの評価を現在受けているところでございます。ただ、これの使用方法が、使用しているのが、国保運営協議会に提出して審議を受けているところでございます。その結果を、市の公式ホームページ、それで公開しているところでございます。ただ、こちらについては、病院のページでは紹介してございませんので、病院のページにも紹介していきたいと思っております。

それと、経営の見える化というところでございますけれども、市立病院の目標としては、黒字化でございます。この経営目標を各部門ごとに指標をつくりまして、進捗管理してい

こうという取組を1月から進めております。現在、作成中なところがございます。それができましたらば病院全体で共有して、進捗管理していくというつもりでございます。

そういったことを監査委員の意見を受けて、実施しているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 石松俊雄君。

○17番（石松俊雄君） 監査委員会の指摘をどう受け止めているのかということ全般を聞いたかったわけではなくて、真摯に意見を出し合って議論する場があるのかどうかということと、具体的にどういう改善改良、経営改善をやってきたのかというのが、もっと見える化すべきだというふうには思うのですね。

もちろん、国保運営協議会からの評価もあるでしょうし、外部監査法人、税理士等々からも評価を受けているんだろうと思うのですが、その評価を受けているからいいということではなくて、評価をやっぴりオープンにしていっていただきたいということなのですよ。これだけ経営に頑張っていて、全国でもトップクラスの経営状況になってるんだというのを、多分議員も知らないと思いますよ。これ、市民も知らないと思いますよ。これがやっぴり分かるようにしていっていただきたいという、悪い意味ではなくて、いい意味ですよ。そういうことをもう少し考えていただきたい。

そういう意味で、例えば1日当たりの訪問診療件数だとか、障害者受診重点医療機関との連携室、そういうことをKPI化して、数値がどこまで達成されたんだということを市民が分かるような、そういう工夫をしていただきたいということを、これは申し上げておきたいと思います。

小項目③のほうに移らせていただきます。一般会計からの繰入れの在り方についてです。

市立病院への繰入金額は、年間約1億3,700万円から1億6,400万円くらい一般会計から繰り入れられています。そのうち、6,600万円から7,000万円くらいが基準外繰入金で、それ以外が基準内の繰入金、基準内繰入金というのは、救急医療や公衆衛生など、公立病院として負担すべき経費に対して国から認められているもので、それに対する基準外繰入金というのは、いわゆる経営の不足、赤字補填をするために市が独自に一般会計から持ち出しているものだというふうに言われています。

この基準外繰入れ、笠間市立病院の場合は、この基準外繰入金は何の赤字補填に使われているのか、教えていただけますか。

○議長（畑岡洋二君） 市立病院事務局長鈴木昭彦君。

○市立病院事務局長（鈴木昭彦君） 基準外繰入れがこういった目的かという御質問だと思います。

まず、基準外というと一般的には赤字補填というものだと思うのですが、笠間市立病院の基準外繰入れのほうは、まず一つは、医療機関が医療の提供を行っていない時間帯において、健康に関する安心の提供を行う考えの下、実施している平日夜間・日曜初期救急診療に係る経費などの医療施策、政策医療というのでしょうか、そういったものを行

うために、一般会計から繰り入れているものでございます。

それと、病児保育室運営に関する負担金、こちらについても同様の考えで、病院の本業ではありませんけれども、子育て事業の一環として事業を行っているため、繰り入れているものでございます。こちらは、市から負担金を頂いて事業を委託しているという立てつけで、実施しているものでございます。

また、地域医療センターかさまの維持管理費、施設の維持管理費でございます。これは、その費用を一般会計から繰り入れているものでございまして、この維持管理については、地域医療センターかさまの行政棟側の光熱費などの経費も市立病院がまとめてお支払いしているのです、金額がちょっと大きくなっているのかなと感じてございます。

以上です。

○議長（畑岡洋二君） 石松俊雄君。

○17番（石松俊雄君） 要するに、基準外繰入金というふうに言われると、一般的に公立病院と行政の関係でいうと、公立病院が赤字になると、企業会計が赤字になると、そこに赤字補填として繰り入れるから、この繰入金はやめたほうがいいよというのが一般論なのです。

ただ、お聞きをしていると、休日夜間診療でしょう、それから病児保育でしょう、それから地域医療センターという建物全体の管理を、まず市立病院が受け取ってやってるんだということだから、いわゆる経営的な運営による赤字ではないということですよ。

それを分かるようにちょっとできないのですか、決算書の中に。やっぱり、一般的な基準外繰入れとなっちゃうと、市立病院が経営が悪くて赤字になってるから一般会計から補填してるんだ、こういう認識になっちゃいますから、形式はそういう形式にはなっているけれども、中身は赤字補填ではないんだぞというのが分かるような、やっぱり決算の仕方をぜひしていただきたい。決算書に書けないのであれば、何か附帯資料をぜひつけていただきたいということの一つお願いを申し上げたいと思います。

それともうすぐなるんですかね、黙禱するんでしょ。

○議長（畑岡洋二君） ではここで事務局、残時間の時計を止めてください。

ただいま石松議員の質問中でございますが、本日、東日本大震災の発生より15年が経過いたしました。

ここで震災により尊い命を落とされました方々に対しまして深く哀悼の意を表し、1分間の黙禱をささげたいと思います。傍聴者の方々にも、御協力をお願いいたします。

では皆様、御起立お願いいたします。

では、黙禱。

[黙禱]

○議長（畑岡洋二君） 黙禱を終わります。

御協力ありがとうございました。御着席ください。

では、石松議員の一般質問を続けます。

事務局、時計を再開してください。

では、石松俊雄君、お続けください。

○17番（石松俊雄君） それでは、小項目④の質問に移らせていただきます。地域医療との連携と市立病院の役割ということなのですが、一つは県立中央病院とこども病院が統合して移転をするという問題に関してなのですが、これ検討委員会が今開かれていまして、2月下旬には基本構想が出来上がる予定だったかと思います。

この検討状況と、それからどういった基本構想になるのか、もし市のほうで情報が把握をされているようでしたら、教えていただけないでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 市立病院事務局長鈴木昭彦君。

○市立病院事務局長（鈴木昭彦君） 新病院、新たな県立病院の検討状況につきましてという御質問だと思います。

昨年発足した新県立病院整備検討委員会において、基本構想の策定に向けた検討が進められており、本委員会には笠間市医師会長という立場から、市立病院の石塚院長も委員として参加してございます。

これまで開催された2回の委員会では、新病院整備における基本方針として、がんセンター機能の強化、小児周産期拠点機能の強化、救急機能の強化、がん小児周産期以外の高度急性期機能の強化、県立拠点病院としての役割の強化、経営基盤の強化、持続的な医療提供体制の強化という七つの方針が示されたほか、地域医療との関連では、新病院の担うべき機能、役割の一つとして、地域医療への貢献が挙げられているところでございます。

2月下旬に第3回を予定しておりましたが、諸般の事情で延期となったと伺ってございます。よって、県では、今後開催する第3回の検討委員会において、病床の規模、整備手法及び整備スケジュール等について検討を行うという話を伺ってございます。

以上です。

○議長（畑岡洋二君） 石松俊雄君。

○17番（石松俊雄君） ここでちょっと申し上げておきたいのですが、要するにこども病院と県立中央病院が統合されて、移転をして新築すると。新築される病院というのは、今の県中と、それからこども病院がやっている医療体制、診療体制がそのまま移行して合体するわけではないということですね。

この背景には、茨城県内には筑波大しか医学部のある大学ありません。その大学で学んだお医者さんたちが勉強して、医者として立派に成長していける場というのは、筑波大附属病院しかないんですよ。筑波大附属病院に代わる病院を造ってくれと、これからのお医者さんの人材確保のためにも造ってくれという、大きなそういう目標があるんですね。

第二の筑波大附属病院になるような病院を今度造ろうというのが大きな背景にあるということなので、いずれその診療体制というのは、同じ診療体制になっていかない。

それから、こども病院と県立中央病院以外に、あと四つ大きな病院が水戸保健医療圏の中にはあります。そうなってくると、そういう四つの病院は、どういう診療体制になっていくのか。

今まで県立中央病院にかかっていた市民が県立中央病院ではなくて、済生会に行かなければならなくなるかもしれないし、日赤に行かなければならなくなるかもしれない。そういう状況に、市民が置かれるということです。そういう状況に市民が置かれるとなれば、当然市立病院の役割もやっぱり転換をしていかなければいけないなというふうに思うんですね。

そういう立場で、ぜひこの県立中央病院の整備検討委員会には関わっていただきたいなというふうに思うんです。石塚院長は医療のプロだとは思いますが、施設のプロとか、政策のプロというのは、やっぱり何とかそこに関わっていただいて見極めて、今後の市立病院の診療体制についてきちんと考えていただきたいということを、これはお願いを申し上げておきたいと思います。

すみません時間がないので、大項目2の教職員のフッ化物洗口の質問に入らせていただきます。

小項目①、フッ化物洗口の令和8年度の事業予定について、教えてください。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君。

〔教育長 小沼公道君登壇〕

○教育長（小沼公道君） 17番石松議員の御質問にお答えします。

令和8年度の事業予定についてでございますが、令和8年度につきましても本年度と同様、小学校5、6年生で週に1回学校で実施する予定でございます。

本市の小学校5、6年生は永久歯が、本市というよりも、5、6年生は永久歯が生え変わる時期でございますが、また本市の虫歯のある子どもの割合が県平均、全国平均よりも高いことから、またフッ化物洗口が虫歯予防に有効であることが先日の新聞報道でも示されていることから、令和8年度も継続して実施してまいります。

以上です。

○議長（畑岡洋二君） 石松俊雄君。

○17番（石松俊雄君） 小項目②の質問に入りますのでございますけれども、私どもはフッ化物洗口を実施している小学校の現場の先生方から、薬剤の調剤、準備、片づけ、報告書の作成、さらにはモジュール授業の圧迫など、特に養護の先生方への過度な負担を訴える声が私どもの方には届いております。

教育長は、以前の私の質問の答弁の中で、このフッ化物洗口の指導は担任の立派な業務であって、健康教育であるんだというふうに回答されました。しかし、昨年3月19日、県議会の予算特別委員会で、私ども立憲民主党の玉造県議会議員の質問に対して、県の教育長は、学校で実施するものではあるけれども、教員が行わなくてもいい業務にフッ化物洗

口は該当しているというふうに答弁をしています。

この県の教育長の答弁に対する教育委員会は、どのように認識されるのか、伺います。

○議長（畑岡洋二君） 教育長小沼公道君、自席でお願いいたします。

○教育長（小沼公道君） 自席で答弁させていただきます。

議員おっしゃるとおり、以前私、議員への答弁で、担任の業務である、学校がすべきものであるというふうにお答えをさせていただきました。それに加えて、そのときの答弁で、本来家庭教育が実施すべきあるという認識の下に、現在の家庭教育の現状においては、個々の家庭に任せることは大変危険であると感じていると、健康格差が生じないように学校で行うことがベストであるというお答えをしたつもりでございます。

毎日の今、教員の業務の中で、給食後に歯磨き指導を全職員と共にやっております。その健康教育の一環として、フッ化物をやることは有効であるという考えの下にお答えさせていただいておりますので、その考え方については、当時としてはよかったかなと思っているのですけれども。

近々の県の教育長の答弁の中で、学校ですべきものという部分については、私とちょっと認識が違っておまして、今では私のほうは家庭ですべきものと考えておりますので、条件が整い次第、家庭教育のほうに任せるというような状況で進めていきたいというふうな考えでございます。

○議長（畑岡洋二君） 石松俊雄君。

○17番（石松俊雄君） 教育長の考え方は分かりました。教育長の考え方ではなくて、笠間市教育委員会の認識というふうに受け止めさせていただきたいと思います。

小項目③の質問に入りますけれども、教員不足が深刻化をしている状況の中で、働き方改革、学校の先生方の働き方改革が急がれているわけですがけれども、今後この事業を実施していくというふうに考えたときに、私はこの事業自体は、本来虫歯予防だとか健康格差の解消を目的とした健康増進事業ではないかなというふうに思うわけですね。そうすると、教育委員会ではなくて、本来は医療保健施設の側面が強いわけですから、保健福祉部の仕事ではないかなというふうに思うのです。

そういう意味でいうと教育委員会ではなくて、保健福祉部がきちんと人的体制と専門性を確保して、この事業を進めるべきだというふうに、私は前回もちょっと言ったのですけれども、思うわけですがけれども、その辺の認識についてはいかがでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 17番石松議員の御質問にお答えをいたします。

学校におけるフッ化物洗口事業は、茨城県歯と口腔の健康づくり推進条例に基づき、家庭環境に左右されない非常に有効的な手段であるとの考えの下実施してまいりましたが、今年度第2回定例会で私のほうで答弁させていただいたとおり、市といたしまして、子どもの歯の健康づくりの推進と学校現場における負担軽減、この二つを柱とした事業の在り

方について協議をしてまいりました。

まず、人的な支援の検討については、学校規模の異なる小学校2校に保健師と歯科衛生士が出向きまして、事業の実施状況の調査、それから教職員等のヒアリングをさせていただきましたが、結果として朝の授業開始前や給食後の短時間に複数のクラスが同時に行っていることなどから、今後の拡大等も考えた場合に、フッ化物洗口事業に限定した外部人材の確保は難しいと判断をいたしました。

また、フッ化物洗口液を学校で配布し各家庭での実施を検討したところ、反復継続のために医療用医薬品であるフッ化物洗口液を各家庭に譲渡することは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく医薬品の販売等の許可が必要となることなどから、引き続き詳細な検討が必要な結果となりました。

これらを踏まえまして、令和8年度については暫定的に従来の手法による実施内容としつつ、先ほど申し上げた二つの柱を軸とした検討を継続していくことについて、笠間市教育研究会、学校保健教育研究部、いわゆる養護教諭部会において共有をさせていただいたところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 石松俊雄君。

○17番（石松俊雄君） 小項目④の質問に入りますけれども、クーポン方式によるフッ化物塗布というのをやっている自治体もあるのですが、このことについての導入の可能性というのはどうでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） 今年度、これまで検討してきた事業の在り方の課題等を踏まえますと、子どもの歯の健康づくり推進のためには、歯科医院におけるフッ化物塗布の補助や、市販のフッ化物の購入助成など、笠間市の実情に見合った事業実施に向けて検討していくことが必要であると認識をしております。また、家庭や医療機関での実施を進める上では、実施手法や対象学年だけではなく、特に家庭環境に左右されないよう、乳幼児期からの保護者に対する理解、啓発の方法などについても、歯科医師会等の協力をいただきながら検討してまいりたいと考えております。

あわせて、令和9年度から5年間を実施期間とする第2次笠間市健康づくり計画の後期計画においても、市の保健事業としての取組として明確に位置づけし、事業を進めてまいりたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 石松俊雄君。

○17番（石松俊雄君） 分かりました。

確認ですけれども、令和8年度はやるけれども、あくまでもこれは暫定であって、令和9年度からの第2次健康づくり計画の中で、きちんと学校の先生の業務過剰にならないように、負担にならないように検討されていくという認識をしてよろしいでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 保健福祉部長堀内信彦君。

○保健福祉部長（堀内信彦君） そのように受け止めていただいて結構でございます。

○議長（畑岡洋二君） 石松俊雄君。

○17番（石松俊雄君） 分かりました。

それでは、大項目3、物価高騰緊急支援策の公平性についての質問に移らせていただきます。

国の経済対策における物価高騰対策として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、昨年末第一弾として生活者応援事業、さらに年明けには第二弾として事業者応援事業の予算化が図られ、笠間市の物価高騰緊急支援策が進められております。

第一弾の生活応援事業では、若者への1万円給付や高齢者への商品券1万3,000円一部の支給、それから直接的な給付が手厚く盛り込まれているわけですが、全協の中でも申し上げましたが、35歳から74歳の世代はプレミアム商品券の購入という、言わば自己負担を伴う支援のみにとどまっているわけであります。この世代には、教育費負担が重い現役世代や年金のみで生活をする65歳以上も含まれています。

なぜ、この世代だけが1万円を支払わなければならない、支払わないと支援を受けられないという、そういうハードルを課せられたのか、こういう選定をした根拠について、伺いをいたします。

○議長（畑岡洋二君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 17番石松議員の御質問にお答えをいたします。

本市としましては、国における支援策の趣旨を踏まえまして、可能な限り早期に事業化を図ること、また予算の規模感や昨年の所得税減税といった取組も踏まえつつ、また一般論となりますが、世代や状況などの所得水準、こういったものを考慮しました。

一律の給付につきましては、定額給付金のように国が実施すべきものでもあるという考えもありまして、結果といたしましては、今回は子育て期間中の方を除く御質問の世代に対しては、市内事業者、どうしても小規模事業所が多い市内、笠間市の状況もございまして、そういった事業者支援にもつながるプレミアム商品券事業といたしまして、保護よりも経済を後押ししていただく主役としてお力添えをいただきたいとの考え方から、子育て期間、学生と若者、高齢者への支援策に厚みを持たせる今回の事業の構成とさせていただきます。

○議長（畑岡洋二君） 石松俊雄君。

○17番（石松俊雄君） ということは、生活者応援事業なのに、この世代だけは省かれたということになるじゃないですか、結果的に言うと。何でそういうことになるのかということをお聞きしたいんです。

例えば、お隣の水戸市、それから筑西市では、世代を区切らずに一律の給付や配布を行っているわけですね。これ一律の給付や配布を行ったということは、今言ったような、こういう支援の谷間というのをつくりたくないようにするために、一律ということを選択をして

るわけではないですか。

そういう選択をしている自治体が一方であるのかかわらず、何で笠間市はこういう判断をされるのですか。

○議長（畑岡洋二君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 当然、自治体ごとに今回の国の交付金を使った事業というのは、それぞれに検討があったんだと思います。当然、一律で全員に薄く広くやっていくという手法も、当然検討の中ではございました。

ただ、これは繰り返しになって恐縮でございますが、私どもとしては子育て期間、学生と若者、高齢層をこういったところにより厚みを持たせる考え方の事業としたところで、その理由としましては、やや当たり前といえば当たり前ではございますが、どうしても所得のピークを迎える世代であったり、そういったところを考慮して、今回の構成とさせていただいたところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 石松俊雄君。

○17番（石松俊雄君） おっしゃってることは分からないわけではないんですよ。

一番困っている世代をどういうふうに定義するのかということだと思うのですが、当然子育て世代だとか若者、それから高齢者の支援というのは、当然必要だと思うのですが、ただ最も急激な物価高の影響を受けているのは、国の厚労省の調べも国民生活基礎調査においても出ているのですけれども、いわゆる生活が苦しいという回答する割合が最も高いのは35歳から70代前半の現役、準高齢世代なのです。可処分所得が伸び悩んでいて、子育てとか住宅ローン、あるいは親の介護という三重苦を背負う、この世代が本当に大変なのです。

これは、厚労省が調査の結果を出しているわけではないですか。実は、この大変な世代を笠間市は除いちゃったということなのですよ。これ、やっぱり違うのではないのですか。

ここはやっぱり私は、今回の事業は終わっちゃったのですけれども、この次事業をやるときはここは考慮していただきたいのですけれども、そういう考慮というのはしていただけないのですか。

○議長（畑岡洋二君） 政策企画部長北野高史君。

○政策企画部長（北野高史君） 当然、全体を見回してどの世代が厳しいか、これは当然個々人の状況もあろうかと思えます。そういった中で、例えばこれまでも低所得者向けの給付であったり、そういった様々な事業を組み合わせしております。

今回の事業については、先ほど申し上げたところで、また議員から御意見いただいているとおり、そこを除外をして考えたというような考えはございませんので、今後またこのような取組、また交付金の取組があれば、またそこは一律で考えながらどのような形がいいのかというのは、そのときの状況に合わせて考えて進めていきたいというふうに思っております。

○議長（畑岡洋二君） 石松俊雄君。

○17番（石松俊雄君） それともう一つちょっとお聞きしたいのですが、小項目②の項目に入りますけれども、構造的な欠陥というふうには私は申し上げているのですが、これは構造的な欠陥という表現がいいかどうかはちょっと分かりません。

一つは、6枚6,000円は大型店を含む全ての加盟店で使えると、7枚7,000円分は大型店では利用ができませんというふうになっていますよね。そうすると、大型店で例えば飲物100円ぐらいで買っても、小型店で買うと150円かかるということになるわけではないですか。そうすると、7,000円分は1万円出して3,000円のインセンティブもらえる、3,000円は余計に使えるのだけれども、この3,000円を小型店で買物しちゃったら値段が高い分あつという間になくなっちゃうという、そういう問題がやっぱりあるのではないかという指摘が、これは市民の中から一つ出ています。

それともう一つは、他市町村ではもうこのクーポン券というのはやってないんですよ。要するに、印刷代とか郵送代、換金事務、そういうのに事務の手間がかかる、費用がかかる。だから、クーポン券はやめて、スマートフォンアプリを活用した、そういうデジタルな還元シフトしていたりとか、あるいは既存の公金受取口座というのを市は把握していると思うのですがけれども、そこに現金を給付するという、そういう形を取ってるところが多い、多いというか、みんなそういうふうにしフトしていったらいいですよ。

何で、うちだけこの紙の商品券にこだわってるのか、要するにそれをやることによって、事務費や手数料が余計にかかっているのではないか、そういう意見もあります。

この二つの意見について、どういう見解を持ちますか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 17番石松議員の御質問にお答えします。

先ほど政策企画部長からもございましたが、可能な限り早期に事業を開始することを重視したところでございます。

本事業は、全世帯に向けた生活支援であるとともに、物価高騰の影響により売上げ減少が懸念される市内の中小事業者の振興施策でもあり、総事業費1億6,283万6,000円で、商品券の発行額が5億7,200万円の経済効果を創出することができるから、生活者、市内中小事業者双方の支援を同時に実現するために有効な事業であるという認識でございます。

2月26日現在になりますが、本事業にはスーパーマーケットやドラッグストア、ホームセンター、家電量販店等の大型店を含め、市内444店舗で加盟をいただいているところでございます。大型店以外でも飲食店や理容業などの生活サービス業等、多様な業種で利用することができるため、有効な施策と我々としては考えているところでございます。

多くの事業者に協力いただき、利用者の選択肢が増えることで商品券を利用する市民の利便性の向上につながることを、今後も商工会と連携していきたいと思っております。

事務費なのですが、事務費率は、今回の商品券14.4%となっております。ただ、その中

でも、電子商品券をつくった場合には3%ほど上がりまして17.4%となるわけですが、この中でもこの今回の商品券の事務費の率の中にも印刷であったり、郵便等、振込手数料等の経費を除いた部分は全て市内の事業者への発注となっておりますので、その部分を含めまして、市内の中小事業者の支援という考え方になっているというふうに考えております。

○議長（畑岡洋二君） 石松俊雄君。

○17番（石松俊雄君） 大体全国で言われてるのは、一般的に事務事業費で10%から十五、六%が消えていっちゃうんだと。だから、無駄なんだよというのは大体一般的に言われてることなので、そんな感じなのかなと今の説明聞いていて思いました。

中小店、市内の中小店の支援というのは、それは分かります。でも、買う側、我々の買う側は、やっぱり生活支援なんですよ。食料品が高騰している、物価が高騰している、それに対する支援策でしょう。それに対する支援策なのだから、やっぱり少し安く物が買えるようにしてほしいというのが、買う側の要望なんですよ。要望だし、そういうための支援ではないのですか。

中小店が大変だというのであれば、また違った形でそれはそれで対策を取らないと、この商品券で利用者側である生活者と中小店舗がウィン・ウィンではないんですよ。生活者側はやっぱり恩恵が、やっぱり制限されちゃうということなのですよ。そういう市民の声があるというのは、やっぱり受け止めていただきたいんですよ。

だから、物価対策に対する物が安く買えるようにする、その支援をきちんとやるということと、中小店舗の支援はきちんと区切って、両方がちゃんと支援を受けられるような、そういうものを一つは考えていただきたいということと、それともう一つは、やっぱりその費用はかかるかもしれませんが、今後のことを考えたら、デジタル通貨というのはやっぱり必要だと思いますよ。

これは市のDXの問題とも関連してくると思いますが、そういうことを進めるという考え方と、それから公金取引口座、公金の受取口座は把握してるんでしょう。それは、だってマイナカードそのために入れたんだから、活用しようではないですか、それを。それを活用すれば、今おっしゃった早期に給付ができるじゃないですか。何でそういうことをやらないのですか。

今度やるときは、ぜひそういうことを考えていただきたい、そういうふうに考えていただけますか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長礒山浩行君。

○産業経済部長（礒山浩行君） 先ほどの政策企画部長の答弁と重なる部分はございますが、今回はこのプレミアム商品券事業が、笠間市として社会情勢に合った選択だったと考えております。

次のこのような事業があった場合には、その時々々の社会背景を基に適正な事業の選択を

していきたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 石松俊雄君。

○17番（石松俊雄君） 後ろのほうはいいです。その時々社会情勢に合った適正な判断していただくというのはいいです。社会情勢に合った今回が政策だったというのは、違いますよ。不満が出てくるのですから、市民から。市民の不満の声をちゃんと聞いてくださいよ。それ聞いた上で、次何するのかと考えてくださいよ。

そういう市民の声については、聞いていただけないのですか。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長磯山浩行君。

○産業経済部長（磯山浩行君） 我々のほうにも、市民からの声というのは入っております。ただ、今回の事業は、先ほど答弁したとおり、早期の事業開始というところに主眼を置いて行った事業でございますので、市民の声を反映しながら、次の事業があった場合には社会情勢に合った適切な事業を選択していきたいと考えております。

○議長（畑岡洋二君） 石松俊雄君。

○17番（石松俊雄君） 分かりました。早期にやるということは、大賛成なのですね。だから、私も補正予算にも賛成したんですよ。その姿勢は認めますけれども、でも市民がこうしてほしいという声を出してるわけですから、そのことにはちゃんと受け止めていただいて、次の事業を考えていただく、そういうことを最後をお願い申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（畑岡洋二君） 17番石松俊雄君の一般質問を終わります。

ここで15時25分まで休憩いたします。

午後3時12分休憩

午後3時25分再開

○議長（畑岡洋二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

2番酒井正輝君の発言を許可いたします。

〔2番 酒井正輝君登壇〕

○2番（酒井正輝君） 参政党の酒井正輝です。議長の許可がありましたので、通告に従い、一問一答方式で質問したいと思います。

議長、ところどころ図を示しても大丈夫でしょうか。許可願えますか、パネル。

○議長（畑岡洋二君） 許可いたします。

○2番（酒井正輝君） ありがとうございます。

では、始めたいと思います。

大項目は一つだけなのですが、市内における個人墓地の経営及び管理について問うということで、質問したいと思います。

まず、問いのきっかけ、あるいはこの社会背景というものを説明して、伺いたいと思

ます。

もともと問合せがありまして、このムスリムの土葬墓地問題について、ちょっと聞かれたことがありました。笠間市内にもこの土葬墓地が生まれたと聞いたのですけれども本当かと問合せがありまして、担当課である環境政策課に確認したところ、誤情報であるということが分かりました。もともとそういう申請があれば全部チェックしているので、それは確認しているのです、そういった事実はありませんよということが発端ですね。

こういった問合せが出る理由なのですけれども、ネット上のかいわいでは、土葬はコストが悪いと表現されたりするのですけれども、つまり火葬に比べて亡きがらの体積が大きいので、土地面積を要するという点で、こういった外国の慣習によって国土が圧迫されたりとか、そういったことが国民感情と衝突することが背景にあるのかなと捉えております。

この問合せなのですけれども、これを機にいろいろ墓地について論点を調べてみたんです。それが今回いろいろちょっと分かったことがありまして、では理想的な墓地とは一体何なんだろうとか、あるいは、ひいてはこの墓地というのは地域社会の在り方とか、土地の担い手不足といった問題とも密接に関わっておりますので、そういったことも含めていろいろ考えてみたんです。それを市の考えとちょっと突き合わせてみたいなと思いましたが、きっかけでございます。いろいろちょっと伺わせていただけるとうれしいです。

私としましては、この表題にある、大項目にあるように、個人墓地という存在が、この墓地問題やこの終活問題を解決していくキーポイントの一つだと捉えております。個人墓地とは何かと申しますと、市のホームページにありますように、個人が所有する土地に一家もしくは一族のための墳墓を設置できるように許可を取った場所のこととありますが、私も同じ文脈で捉えて質問したいと思います。

適正に管理されれば、個人墓地が、私は環境負荷も少なく合理的な部分があるのではないかと、自分の亡きがらの処理は自分自身や一族で行うことで墓問題、終活問題を解決していく新しいヒントがあると見ております。今回の質問はそういった個人墓地にフォーカスしたもので、経営者と利用者が異なる墓地については、今回の問題の対象外、範囲外ということでお願いしたいと思います。

以上踏まえて、前提認識を踏まえて、小項目①ということで伺いたいのですけれども、現状はということで伺いたいのですが、この墓地に対する市の考え、現状の考えを、ひとまず伺ってよろしいですか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 2番酒井議員の御質問にお答えします。

市内における個人墓地の経営及び管理の現状はという御質問と思えます。

明治6年の太政官達第355号におきまして、墓地の設置及び取り広げの制限に関する件によりまして、個人所有地への埋葬が禁止され、その後、昭和23年に制定された墓地、埋

葬等に関する法律により、個人所有地での墓地の新設、拡張が都道府県知事の許可を受けなければならないこととなりました。

平成24年4月に施行された地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律、いわゆる地方分権一括法により、墓地の経営許可等に関する事務が県から市に権限移譲されておりまして、令和8年2月末現在、市内には525の区域が個人墓地として管理されております。

なお、権限移譲後に、市が新設拡張を許可した個人墓地はございません。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） ありがとうございます。分かりました。

では、現状、市民が個人墓地を新規に設置して利用するということは可能なのでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） これには特定の要件、いわゆるやむを得ない条件を認められるという場合、簡単に言ってしまうと、災害の発生や公共事業によりまして既存の墓地を移転しなければいけなくなってしまうと、その場合においても、近隣等におきまして墓地等の確保ができないといった場合に、やむを得ない事情として判断される場合。または当該墓地を継承する者がお住まいの地域から見て交通を鑑みたときにとても遠くて、墓地があるところまで遠くてできないといった、真にやむを得ない事情等を御相談をいただいた際に、我々のほうはきちんと確認させていただきまして、可能性があるものについては許可への手続に進むべきというふうに考えてございます。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） ありがとうございます。

今の御説明であると、もともとあったところ、墓地があったものがなくなったということが前提なので、私の言う意味での新設は原則できないということによろしいでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） これにつきましては、法律の中で墓地を經營しようとするものは、地方公共団体、法人、もしくは公益法人や社団法人をするという形が原則としてなっております。

以上です。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） 分かりました。ちょっと今の話は、また後で伺いたいのですけれども。

この市内でできない根拠、それは何によるのですかというのを伺いたいのですけれども。どういう文脈で聞いているかという、この市内のルール、このルールの何条何項に書かれていますという表現で教えていただけますか。

○議長（畑岡洋二君） 今の質問は、御理解できてますね。

環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 笠間市墓地等経営許可事務処理要領第4条第2項第5号に、個人墓地の経営を許可するための要件を充足したものに限り与えると定めておりまして、この要件を充足していない個人墓地等の新設等の申請は許可をすることはございません。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） その1か所だけということ。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 私が答弁したとおりでございます。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） すみません、ちょっと恥ずかしながら聞き漏らした箇所があったので、もう1回、何条何項という最初が、これの何条何項何かをちょっと伺っていいですか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 笠間市墓地等経営許可事務処理要領第4条第2項第5号でございます。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） 分かりました。ありがとうございます。

条例とか規則ではなくて、要領ということによろしいですね。条例や規則で定められているものではないという理解でよろしいですね。それ一つということ。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 我々この要領で定めておりますが、それ以前に国からの通達の中で、個人墓地の抑制や個人墓地を許可を与えることはこういう場合のやむを得ない事情に限るような運用ということを、通知を受けてございます。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） 分かりました。

今、その通達の中で個人墓地の経営とありましたけれども、先ほどの質問で、法律、墓埋法だと思うのですが、そこに個人の墓地を経営できるものは法人とか、個人ではないと、そういう説明があったと思うのですが、一方、個人墓地の経営、あるいは条件付きで経営を出しているというお答えもありました。

つまり、国や法律で定めているのは、そういう個人墓地にも当てはまるのでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） すみません、質問の意図が分かりません。もう一度お願いします。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君、お願いいたします。

○2番（酒井正輝君） 法律で定めている墓地の経営をできる対象者ですか、法人とかあります。それは、個人墓地に対しても同じなのですかねということです。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） まず、法律の中で、墓地を経営できるものについては、地方公共団体を原則とする中で、これにより難しい場合には宗教法人や公益法人等のものとして定められておりました、個人が墓地を経営できるというような規定は、法律上ございません。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） ちょっと聞き方が悪かったのですが、個人墓地を個人が経営できないということが書かれておりますか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 個人墓地を個人が経営できないということが法律に書かれているかという質問でございます。

だとすれば、そのような記載がないというふうに我々は認識してございます。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） ありがとうございます。法律は、そのように理解しました。市内においては、その要領で定められているということも理解しました。

この要領なのですけれども、この議会に諮って議決を経て決まったものなののでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 要領でございます。

議会の議決が必要なものというふうなものではございません。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） では、その要領なのですけれども、市内住民に対して法的な拘束力というのはいかほどのものなのですか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） すみません、拘束力とか、例えばそのような、例えば法的理論構成というのは、ちょっと私のほうで苦手なものですから何とも言いませんけれども。

やっぱり、条例や規則や要綱等で定めているものというのは、我々は例規集や、そういったもので公表させていただいてございます。こういったもので、我々も、市民の方も一緒になった共通のルールの基に行っていきたいと思いますという考え方のものというふうに認識してございます。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） 分かりました。ひとまず、それで理解しました。

ちょっと小項目②のほうに移りたいのですけれども、今伺ったのは市の内部事情を伺ったつもりなのですけれども、この小項目②で国の方針に対する市の在り方とは問いたいわけですが、今度はこの市のルールと国の方針の関係性ですね。何を鑑みて、この市の方針が定められ、ルールがつくられているのですかという意味ですね。

さっき、法律とか指針とか、通達といったものが出ましたけれども、もう1回この辺整理して、この法律、あとこの指針といった全て参考にしているものを、ちょっとまた改めて伺えますか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 国の方針に対する市の在り方ということでございます。改めまして、国の方針につきましては、法律、通達、指針で示されております。

墓地、埋葬等に関する法律では、墓地の管理は、国民の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われることと示されており、通達として、昭和21年の墓地の新設に関する件及び昭和43年の墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可の取扱いについては、山間等人里遠く離れた場合で墓地が全くなく、新設の主張がある場合には個人に許可することも支障のないことや、持続性と非営利性が確保されなければならないという趣旨から、原則として墓地の経営主体は地方公共団体でなければならず、これにより難しい事情がある場合であっても、宗教法人、公益法人等に限ることとされております。これらは、平成12年に通知された墓地経営・管理の指針等についてにより、改めて示されております。

市としましては、法律、通達、指針等に基づき、笠間市墓地、埋葬等に関する法律施行条例、笠間市墓地、埋葬等に関する規則、笠間市墓地等経営許可事務処理要領を定め、適正な墓地の経営及び管理がなされるよう運用しております。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） 分かりました。今のお話だと書いてある、どこに書いてあるところはちょっとよく分かりづらかったのですけれども、ちょっと私の理解で上下関係をちょっと整理したいと思います。

まず、憲法の基に法律がつくられている。法律に基づいて、指針や通達がある。その下に市の条例、それらを参考にして、その下に市の条例や規則がありますね。その例規に基づいて要領がつくられているという、上下関係で合ってますか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） まず、憲法、これは国の基本的な法律、法体系の最上位に位置するものであろうと思います。全ての法律の基礎となるものというふうに考えてございます。法律、憲法に基づいて具体的なルールを制定されるものだと思います。条例は、地方自治体が地域の特性に応じて定めるものでございます。

いずれとしましても、条例は法律を超えた制約、規定できることではなく、法律につい

ても、憲法に反するような法律を定めることはできないというようなことが大原則としてあるものとして考えてございます。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） 分かりました。大体、私の理解と合っていると思うのですが、国とのルールでありますと、これ通達あるいは指針、私も目を通しておりますが、地域ごとによって墓地の形態、地域事情が違いますので、最終的にはおのおのに判断してくださいというものだと思います。かなり大きな墓地の新設、今私が論じている、個人持ちで、その新設に関しても、このルールづくりの大きな裁量が、審議は与えられているという理解です。

とはいえ、憲法や法律を逸脱したルールを市は判断でつくることのできるのですかと聞くと、私はできないのではないかなと思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 先ほども答弁の中で触れましたが、我々は法律の範囲内の中で自治体の特性を生かす実情を考慮した中で条例を定めたり、市の施策を定めるものであり、国の規制等を超えた考え方は我々としてはできないというふうに認識してございます。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） では、先ほどもちょっと似たような質問したのですけれども、法律には個人墓地の新設は禁止されておりますか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 何度も申し上げてるような気がしますが、法律の中で墓地を新設できるものという部分については、原則地方公共団体や法人とかというふうになってございまして、個人が墓地を経営できるというような規定はございません。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） ちょっと先ほどの答弁とはちょっと違う見解に私は思うのですけれども、ひとまず、いいです。

ちょっと次、伺いたいのですけれども、国からの指針や通達では、個人墓地の新設は当然、禁止してますかね。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） こちらについても、先ほど申していると思います。

個人墓地の新設を認める場合においては、真にやむを得ない事情等がある場合には個人墓地の新設を認めることもあるという形でございます。そのやむを得ない状態というのは、先ほどの災害や距離の問題等の話でございます。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） ちょっと私の中で矛盾があると思うのですけれども。やむを得な

い事態においては新設できますというお答えです。個人でも経営できますということですよ。法律には、個人でできませんというお答えでした。

その辺は、どのような御説明なのですか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 法律の中で、個人には許可しないという文面の記載は、規定はございません。

経営できるものについては、地方公共団体、宗教法人、公益法人等というような記載があるということで、答弁させていただいております。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） であると、先ほど伺った、その個人墓地は条件付きでは許可しますよとお答えしましたが、そこはちょっと矛盾するのではないですか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 市のほうの中で個人墓地の部分で許可する場合においての根拠という部分は、国からの通知等に基づいて、先ほど言った、やむを得ないような状態のときには個人墓地を許可することについても可とするというような通達を受けてございますので、それに基づいた事務を行っているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） つまり、ある意味いいということに受け取ります。そのように理解します。

それでちょっと先話進めたいのですけれども、申請の可否、条件付きならオーケーですよということなのですが、現状この新設はそういった条件が整わないとできませんということだと思うのですけれども、個人墓地の申請ですね。申請自体というのは、受付は可能なのですか。許可は下りなくても、つまり書類提出できるのですか。

窓口の対応はどのようになっていますかということですね。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 小項目③として、答弁させてよろしいでしょうか。

○2番（酒井正輝君） すみません、小項目③です。

○環境推進部長（小里貴樹君） 申請の可否はとの御質問でございますが、笠間市墓地等経営許可事務処理要領にございます、災害発生又は公共事業の設置施行による墓地に移転することが必要となった場合において、墓地使用者の本市及び本市に隣接する地方公共団体の区域内において既存の墓地を求めることができないなどについては、個人墓地の経営許可することができることを事前にきちんと御説明し理解いただいた上で、申請時に、設置場所の制限や公衆衛生上の基準、地域の代表者や隣接地権者の同意など、必要に合わせて申請していただくことは可能でございます。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） 新設できる、できないはともかく、申請は受け付けるということですね。

過去何年間かに、新設の相談に来た人というのはどれぐらいいらっしゃいますか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 個人墓地に関する相談は、令和6年度1件、令和5年度1件、令和4年度1件、令和3年度と令和2年度はゼロ件でございます。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） 時々はいらっしゃると、ある意味需要があるのかなと思うのですが、そういった方というのは、こういった意図で求めてきたというのは御記憶にあるでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 個人で墓地をつくることは可能かといった意味で、具体的な話とかそういうことではなく、そんなことができるのかなというような感じで窓口に来られたというふうに聞いてございます。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） それは、今私の記憶であれば3人いらっしゃったということなのですが、3人ともそういったことで。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 3人というか、3件でございますが、そのような内容でございます。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） 分かりました。ありがとうございます。

小項目④に移りたいと思います。こういう墓地経営において求められる条件はと伺いたいのですが、先ほどもちょっとちらほらと先行して答えていただいた部分があるのですが、こういった条件が必要かという。

これももう一度ここで私が聞きたいのは、例えば永属性とか非営利性とか、商品環境の調和とか指針にそういったことが書いてありますけれども、そういった物理的な条件というのをちょっと伺ってよろしいでしょうかね。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 今最後にございました物理的な条件とは、どのようなこととございましょうか。

○議長（畑岡洋二君） 部長、反問ということでお願いいたします。

○環境推進部長（小里貴樹君） 反問させてください。

確認をさせてください。最後におっしゃいました物理的な条件というのは、どのようなこととございましょうか。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） 例えば、その永続性、非営利性とか、周辺環境の調和とか、あるいは面積とか、法律ではなくて、こういうものがないと秩序のない墓地の乱立につながってしまいますよという説明ですね。国の説明、こういったものと捉えておられますか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 包含してちょっと、墓地経営において求められる条件とはという形で答弁させていただきますが、昭和43年の墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可の取扱いについて及び平成12年の墓地経営・管理の指針等についてにより、墓地の経営についてはその永続性と非営利性が確保されなければならないとされているほか、墓地の設置場所については、周辺の生活環境との調和に配慮されていること、墓地の構造設備や一定以上の水準を満たしていることが示されてございます。

これらを踏まえまして、市では、笠間市墓地埋葬等に関する法律施行条例により墓地の設置場所、構造設備の基準を規定し、笠間市墓地等経営許可事務処理要領により経営許可の基準について規定し、運用しているところでございます。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） ちょっと全部覚え切れないのですけれども、大体私の理解していること、今出なかったものの中でも、ちょっと私はこういうハードルがあるなという国のあれを私は理解して、ちょっと質問、突き合わせるという意味で聞いてみました。

私もその指針を見る限り、法律の下に細かくさらに定められているのが指針だという、読んだ印象なのですけれども、大体おおむね二つのことが書かれてるのかなと思うんですね。悪質な墓地経営から利用者を守ることと、無秩序な墓地の乱立を防ぐことといった、大きく分けてこういった二つの意図がうかがえられるんですね。

それが基で、おっしゃるような墓地経営、私が認識しているような墓地に見られる乱立を防ぐためのハードルというのが定められていると思うのですけれども、その中でちょっと指針の中に興味深いことが書いてあったんですね。

何かといいますと、この我が国の歴史を見ても、個々に墓石を建立した墓地に葬るという習慣が一般対象までに広く普及したのは比較的新しいこととされており、また葬法は、埋葬方法ですね。万国共通の普遍のものではない。家族の多様化は融起源性の墓地利用など、墓地供給の新たな視点も重要と考えられると、こういった一文があるわけですね。

部長もこれ読んでいるかと思うのですけれども、私はここに、個々の墓石の存在がこの狭い国土を物理的に圧迫していることや、今の墓地形態はベストではないのではないかと認識していると、あるいは新たな墓地形態を求めているといった国の認識がうかがえるわけなんです。

私は、ちょっとこれを私自分で考えて、法律の規制とか、ひとまず置いて考えてみたわけですね。こんなモデルケースどうですかということで、以前担当課にも聞いたんです。

れども、つまり墓地のこういった様々なハードルですね。この永続性とか非営利性とか、周辺の生活環境との調和とか、国民の宗教的感情に適合といった、そういったハードルをクリアしているような、そういった申請内容であれば、私はこの新設を許可していけない具体的理由はないと思うんですね。

この辺を国に確認したところ、やっぱり最終的にはやむを得ない事態とか、先ほどおっしゃったそういった解釈を含めて、それぞれで判断してくださいと、そういった答えが返ってくるわけなのですね。

つまり、どっちかという、部長が法律にはこう書かれておりますとか、確かに書かれておりますね。では、個人墓地の範囲内なのかとか、実際その個人墓地も条件付きであれば、許可が出るわけですね。そこにやむを得ない事態であれば、許可を出していいのか、いけないのか、そういったことを聞くとおのおので判断してくださいという答えが返ってくるわけなのです。

つまり、法律に書いてあるから許可出す、出さないではなくて、市にその判断が委ねられているという解釈なのですから、その辺はいかががお考えですか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 議員おっしゃられるとおり、法律や通達、指針等に基づきまして、笠間市のほうとしては条例や事務処理要領を定めまして、笠間市が最終的に許認可の判断をするという立場でございます。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） 個人墓地の新設においても、笠間市が最終的な判断をするということによいでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） そのようでございます。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） ありがとうございます。最終的には、市の判断ということで理解しました。

つまりもし、先ほど窓口で申請は受け付けますよということでしたね。でも今のルール、市内のルールであれば、それはこういった条件に基づくものでなければできませんという答えなわけですよ。それも、市の判断で行っているということになりますね。

では、国の法律や指針、国の方針にそぐわないルールはつくれませんということだと思っておりますけれども、もし国が方針に一切競合しない、全てハードルをクリアしていますという、そういった申請であった場合、市の判断というのは今のままのルールにそぐわないからできませんということになるのですけれども、それは公共の福祉に反しないとか、そういった憲法の規定があるわけなのですから、もしそういったことが発見された場合、今のルールというのは絶対変えないものなのではないでしょうか、いかがですか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） ちょっと理解不足なのかもしれませんが、憲法には反しないけれども、法律にも抵触しないときに市はどうするんだ。いやそれは、我々は憲法、法律、通知、方針に基づいて事務処理を行うという、これまでの対応と全くもって変わりはありません。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） ちょっとよく分からない。こっちにふっていくと、ちょっとよく分からない答えになってしまったのかもしれないのですけれども。

ちょっと小項目⑤に移りまして今後は、そういう方向に伺いたいと思います。

私としましては、冒頭述べたように、この個人墓地というのが一つ環境負荷も少なく、合理的なのではないかというもので、再検討や見直しを求めたいということなのですね。それをちょっと、なぜかというところちょっと詳しく言ってみますと、何事においてもそうですが、自分のことは自分でやるという国民が少しずつ増えていかないと、諸問題というのは解決していかないのかなと思うのですね。

実際、先ほど指針の一部を述べましたが、やはり国のほうでも、この墓地問題というのは何か問題があると認識していると思うのですね。私はそれに代わって、その国に代わって考えてみて、提案したいと思うわけなのですけれども。

例えば、このごみ問題にしろ、究極的な解決方法というのは、やっぱり人類一人一人がごみを出さなくなれば解決するわけではないですか。それと、死体とごみ一緒にするわけではないのですけれども、亡きながらもこの自分の住む土地で自分では適正に処理できれば、敷地外でこの墓石の乱立にはつながらないと私は思うわけなのですよ。

それで、ムスリムの土葬墓地問題においても、よそ様の土地に頼るというこの前提が問題のもとなのではないかと思うわけなのです。何教の人だって、この自分の敷地内で完結すれば誰も文句言えないのではないかと思うのですけれども、この死んだ土地で土に返るのがこの自然の摂理に即しており、それが問題だというなら、この野性動物は全て規制しなければいけないわけです。

そういった、仮にその問題が起こらないケースであるのにもかかわらず、ちょっと今の市のルールでは厳し過ぎるのではないかなという印象があります。それも市の独自判断であると、そういうことですね。

もちろん、その人それぞれ事情があるので、この外部サービスを利用したいですという人が利用すればいいのですけれども、一方自分でやりたいですという選択肢も、これ尊重されていいのではないかと思うんですよね。

さらに言えば、今お墓というのが、地域社会の在り方と密接に関わってるものなのですね。やはり、昔は人々が合同で埋葬を行っていたものが、この地域社会のつながりをつくっていたと、そう思うのですけれども、それが時代の流れとともに廃れるは必然だという

人もいるかもしれないですけども、私としましては、この土地に根差したこの地域の暮らしというのは守っていければ望ましいと思っております。

過去にもしばしば言ってきましたけれども、この土地の担い手を増やさないと、この地域社会の存続というのはもう危ういと私は思っています。

しかもそれに加えて、この空白地帯ができれば、この外資の国土買収につながっていくと。そういった状況も避けたいわけであって、この地域の中で地域の絆を保ったりとか、一緒にお葬式でやるとか、そういった人が土地の管理者が増えていけば、そういった国土買収とか、そういった脅威も避けられるというのが私の考えです。

墓地のことを質問しているのですけれども、そういった地域の永続性や存続という話にもあるということで重視していて、伺っているわけなのですね。それが見直したほうがいいのではないですかと、一つの意図なのですけども。

では、そこまでちょっと一旦、どうお考えですか。

○議長（畑岡洋二君） 質問はどういった質問ですか。

○2番（酒井正輝君） つまり、ちょっとすみません、ちょっと言い直します。

ちょっと質問としましては、そういったこの国の方針に従います。でも、市のルールでつくって、それでも市のルールで最終的にはつくっています。そういった中で、どっちをてんびんにかけるのですかということ、ちょっと伺いたいわけですね。

ちょっと難しい、表現が難しいのですけれども、この地域の存続に有効なもの、手段があれば、それはちょっとおおらかに、柔軟に対応していただけないのですかと、そういったことを伺いたいのですけれども、その辺頑として、いやしませんという態度なのか、絶対変化しないのか、いかがですかということですね。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 今後、例えば様々な要件が、議員がおっしゃられるような様々な考えることがあるだろうという部分の中で、笠間市は今後どういうふうにしていくのだということであれば、やっぱり原理原則論は、原理原則論です。

例えば、言われるような社会情勢の変化やそういったものが顕在化して、市として対応しなければいけないとか、そういったものに対して、国のほうから市の判断の中でできる、それが地域課題の解決につながっていくんだとか、そういったものが見えてくるようなことになればまた別でしょうけれども、現時点においてその中で、原理原則論の中で、法令や通知、事務処理に従った事務を行うというのが、自分たちの仕事だと思っております。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） 今のお答えですと、そういったものが見えてくれば変わり得るとも捉えられたんです。

原理原則と伺いましたけれども、つまり絶対変わらない、変えないのですかということ伺いたい。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） そのような社会情勢の変化が仮に顕在化して、対応が求められるような状況においては多分。多分という発言、訂正させてください。

法令や通知、方針なんかにつきましても、当然変わるべきという考え方になろうと思っ
ていません。もちろん、その時点において、笠間市が地方自治体として取るべき対応とい
う部分が必要なものがあるのであれば、県や国に照会しながらでも対応することはするべ
きだというふうには考えます。ただし、原理原則の事務処理については、これまでどおり
行うということは変わりません。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） 原理原則というのは、今の間答の中では最終的にはこの市の判断
ということになるのですけれども、そういう形ですかね。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 私が言った原理原則という部分については、現行の事務
処理どおりに、法律や法令、通知、方針、市が定める条例や規則、事務処理要領に基づい
て事務を適切に行うということでございます。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） ちょっと話がかみ合っていないのですけれども、国は地方、地域事
情にあっておのおのやってくださいとおっしゃって、そう言います。部長のお答えだと、
いや国の方針に従います、そう言っているわけです。国の方針に従うとなると、自分で考
えてくださいという話になる。私は、そこで今の部長の答弁がちょっと混乱するのですけ
れども。それに対して、原理原則とおっしゃってるわけじゃないですか。それがちょっと
私、答えになってないように思えるのですけれども。

今のまま無条件で、今の状態を堅持するというお答えに聞こえるのですけれども、市は
柔軟に対応する裁量を与えられているにもかかわらず、今のまま市の判断に基づきますと、
そうお答えに聞こえるのですけれども、ちょっとそこ矛盾感じるというか、どういったこ
となのでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 私どもとして、国から地方自治体がどこまで裁量権与え
られてるのかという形で、議員がおっしゃられるようなことについて、笠間市の独自の判
断で許可しちゃっていいのではないのというような言い方を国がしているというふうには、
私は認識してございません。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） であると、絶対に許可してはいけませんよという答えもしてい
ないと、私は認識してますという平行線になるような気がするのですけれども。ちょっと
ここで硬直状態になるので、何でそこまで許可出さないというか、恐れているのかとい

のはちょっと疑問があるのですが、ちょっと先進みます。

今ちょっと私の考え、これどうですかというのをぶつけてみたいのですけれども、例えば国の指針にセットで、約款というものがありますよね。標準契約約款というのがありますけれども、これは墓地を利用するには高額であると、国のほうでも認識しております。購入費用は、希望額である。そういった高額の商品に利用するものに当たってトラブルが起こらないように、国で契約のひな形を用意しているわけです。

つまり、墓地利用のトラブル、一方、指針には墓地利用のトラブルとか、いわゆるこの名義貸しの被害の事例というのがいっぱい出てくるのですけれども、そこにはこの利用者は悪質な経営から守りたいという意図がうかがえるわけなのですね。

そもそも、個人墓地であればこの利用者と管理者が一緒なので、金銭トラブルというのは起こらないわけなのです。墓を買いたいですという人はそれでもいいのですけれども、やはり現状のこの市のルールだとお金かかるし、金銭トラブルに巻き込まれたくないです。自分で個人持ちやりたいですという人には、その選択肢がないわけじゃないですか。

そこは、そういった国民の金銭的負担を強いるという側面に対しては、これ配慮しなくていいと、そういったお考えでしょうか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 墓地の経営に当たっての前提条件としまして、議員もおっしゃられたと思いますが、永続性と非営利性という部分が重要でございます。

個人の墓地の個人の敷地の中に仮に埋葬されましたといった場合に、それらの土地が永続的に祭祀継承者に継続され相続されていくのかといった部分についても、リスクだと思います。そちらの土地が抵当権であったり売買されたりして、他人の第三者の土地になったりというのを、リスクだと思ってございます。

そういった部分の中で、国のほうとしては永続性や非営利性という部分を、墓地を経営する場合の大前提とするものとしているものというふうに私どもは認識ございます。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） 分かりました。個人持ちであればその非営利性につながるというのは多分御理解いただけと思うのですけれども、永属性のほうですね。

では、一体永続性は何なのかとちょっとそこを伺いたいのですけれども、永続性というのは、つまり絶対100%担保されるなんてことはないと思うのですよね。それは、ほかのお墓でも一緒だと思うのですけれども。その辺の定義というのも、最終的には市の判断になってくると思うわけですね。国は、その永続性の具体的な定義というのは出していないので、最終的にはそこの市の判断にしてくださいということになると思うのですけれども、一体その永続性というのは何を指すのですか。

ちょっと私が伺いたいの、墓じまいとかいうことがあるじゃないですか。別のところに移して墓じまいということがありますけれども、そういったことも望んでない、やって

はいけないという意味で、永続性とおっしゃってるのですか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 永続性というのは、将来にわたって継続していくというものの考え方が、永続性という部分だと思ってございます。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） ちょっと私が求めているものとは違うのですけれども、つまり永遠にということなのですか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 例えば、共同墓地を事例に出ささせていただいていいのかどうか、恐縮でございますが、共同墓地で10軒や20軒集まって共同墓地やっているところがあると思います。1軒の一族の代々の墓という部分も含めて、全体が永続性を持って経営運営してもらうことが望ましいと思っております。

ただし、これら今の現状の社会情勢、少子高齢化であったり、そういった部分の中で、ある一族のお墓という部分について管理している方が分からなくなっちゃってるということも事実あると思います。

ただし、共同墓地全体としての管理者は、みんなで話し合いながらも、その墓地を経営を続けていっていただくという形での、未来永劫についての永続性というふうに考えます。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） ある意味、私も設置したら永続するものであってほしいんですよ。だから、担い手の永続性というのも求めている提案なのですね。その意味では永続していいのですけれども、部長がリスクというのをおっしゃいましたけれども、いざとなったら、墓じまいとか、例えば山林に墓標を樹木葬とするじゃないですか。そういったことであれば永続性が保たれなくなりましたと言っても、単に森になるだけではないですか。そこに私は何も不具合感じないと思うのですけれども、それに対して国も禁止しなさいと言ってはいないと。そういうものも永続性として求めて、一切許可出しませんというのは、原理原則としてはどうなのかなということで、ちょっと疑問がありますというお話なのです。

ちょっとまだ、答弁はひとまずいいです。恐らく原理原則でそういう話になると思うのですけれども、ちょっと別の観点でこの憲法の見地からちょっと伺ってみたいです。

憲法があり、全ての法律の根幹ですといったようなお答えでありましたけれども、憲法13条の文脈で、例えば。今のこの市のルールだと、この国民の権利が尊重されているのかと、私はそこに疑問があります。この自由及び幸福追求の権利についてという、そういう文言がありますけれども、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とするところがあるのですが、これは国政の上でと書いてあるので、これ市政の法令はこういった姿勢を取らなくていいのでしょうかということ、つまり国民の自由を、ある意味で市としては一応公共の福祉ということで守ろうという、ある種規制をかけようとし

ておるのですけれども、問題が確認できませんとか、たればで、永続性は確認できませんと、そういった説明で個人の権利や主張を退けていいんですかと、その辺ちょっとどうお考えですか。

最大の尊重を要する、必要とするところのあるのですけれども。

○議長（畑岡洋二君） 酒井議員、いま一度、質問を明確に明快にさせていただけるとありがたいのですけれども。

どうぞ。

○2番（酒井正輝君） つまり、個人の自由は尊重しなさいというのは国の方針なのですけれども、申請して、たればで、永続性が確認できないので、ちょっとリスクが上がるのでちょっと駄目ですと退けるのは、ちょっと尊重されているのかというのは疑問なのですけれども、いかがですか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 私ども、地方公共団体でございます。国家の最上位である憲法に抵触するような、違反するような行為という部分については行ってございません。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） 部長は行っておりませんという感想でございます。

それ何でなのかというのはちょっと聞きたいところですけれども、ちょっと先に行きます。

もう一方、この思想の自由、あるいは信教の自由、こういったものに反しないのですかと私思うのですけれども、今の要領に従うと、仏教徒ではなくても火葬を余儀なくされちゃうじゃないですか。そういった火葬ですね、そういったことも、つまり明治時代に火葬が禁止されたという時期があったのですけれども、信教の自由といいますか、その人が信じるものによって、そういった葬儀の形態が固定化されてしまうと、誰かの信教の自由と競合するのではないのですかと私は思うのですけれども、その辺はいかがですか。

その辺の自由を退けてでも、今の原理原則に従うのですか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 再度の答弁になりますけれども、国家の最高規範である憲法の部分を、法律や、ましてや地方公共団体である私どもが憲法に抵触するようなことは一切行うことはございません。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） 抵触という言葉を使いましたけれども、逸してるのではないかなと思うのですけれども、逸していないとか、そういうことですかね。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 逸しているのかということですが、そのようなことはございません。逸してはございません。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） それは、なぜそう思うのですか。実際、つまりですよ。実際、葬儀の形は固定化されてしまっています。今申し上げました、なぜそれが逸していないとおっしゃるのですか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

お答えしますか。

疑問があれば反問していただるか、それともお答えがなければ、お答えありませんで、お願いいたします。

○環境推進部長（小里貴樹君） 議長に対してなのですからけれども、これお答え……。

○議長（畑岡洋二君） 暫時休憩させてください。

午後4時17分休憩

午後4時18分再開

○議長（畑岡洋二君） 休憩を解きまして会議に戻ります。

酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） ちょっと今休憩中に議長からアドバイスいただいたのですけれども、意図が伝わってないのではないですかと。そういう答え、議長のアドバイスだったのですけれども。

事前の打合せといいますか、担当課ではちゃんとかみ合っていたんです。私の言ったことは伝わっていたと、そう思うのですけれども。どうも今のここに来ると、部長としてはお立場もあるのかもしれないのですけれども、ちょっとはぐらかしてんなという印象があるわけなのです。

私が言いたいのは、そういった、かたくなにというところちょっと失礼ですけれども、それであると、例えばいい事例が生み出したいという動きがあったとしても、そこに可能性が潰されてしまうのではないですかと。それは、私は残念だと思うんです。

その辺を申請して俎上に上げた上で、私たちはこれこれこういう理由でちょっと許可しませんというのであれば、それは分かるのですけれども、今のものであると、もう条件というか、決まってしまうているわけなのですよ。

それは別に、国の通達とか指針に基づく、ある部分は基づいているのですけれども、そうではなくて独自に市が設定したのも、最終的には独自判断したものであるということなのですね。そこに、私は疑問が起こる、あるわけなんです。

それで今、憲法に抵触しているのか、あるいは法律に抵触してるのか、その議論の場ではないですよと、そういう答えが出たのですけれども、もし抵触しちゃったとしたら、それはまずいのではないのですかと、私はそう思うわけなのですよ。

そういった意味も込めて、私はもっと落としどころがあると思うんです。つまり、私の

提案というのは絶対駄目というのではなくて、1回仮にちょっと文言を変えます。例えば、原則新設はできませんと、でも公共の福祉その他に支障のないと判断されるならその限りではないというのであれば、1回申請して担当課のほうでも査定できる、そういったチャンスがあると思うのですけれども、チャンスではなくなって、その乱立を防ぐハードルというのはなくなってしまふものなのですか。

その点、不具合というのは発生しちゃうのですかね。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 申請の可否はという質問のときに答弁させていただきましたが、申請が提出されたものについては、我々受理をさせていただくということとは変わりはありません。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） そこまでは理解しております。

受理をした後に、今の原理原則だと、新設できませんということになってしまうのではないですか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 受理をした後に駄目ですとなるという、いや、我々笠間市としては受理をして許可する部分については、こういうことであれば許可をできますよということについてはあらかじめ示しておりますし、それは説明をさせていただいております。

そういった部分の中で、今度許可できないものについては、きちんと理由をつけて、書面でこのようなことから許可はできませんという話をお答えさせていただきます。

その中で、現時点において許可できる要素を、市独自の判断で盛り込んだらいかがかというお話なのかもしれませんが、現時点においてそのような考えはございません。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） 私は、そこに現時点でその考えはありませんということにかたくなに拒否をすることに、私はそこが市民の自由とか、そういうものを尊重してくれるのかなというところに、ちょっと疑問がありますということです。

でも部長は、そんなことはありませんよと、抵触はしてませんということですが、何でもそんなに拒絶するのかなと思うのですけれども、何でなんですか。

つまり、だから裁量を与えられてるわけじゃないですか。もし、国も、新しい解決方法で求めてると、そんな文言がありますよね。

本当にいい提案が出てきたときも部長は変えませんということなので、採用というのですか、許可を出さないというわけじゃないですか、変えないという理由は、それは何でなのですか。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 理由は何でなののかということかもしれませんが、我々手順として定めているものを、今この場で変える、変えないという部分の中で、変えますなどという話は、私としては言えるような話ではないと思ってます。それを求められること自体が、私はちょっとどうかなと思います。

我々は事務屋として、行政マンとして適切な事務を行う、これに尽きるということでございます。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） なるほど、何となく部長のお立場は理解しましたけれども。変わり得るのですかと聞いたときも、いや原理原則ですとおっしゃられたので、そういう答えになっちゃったのですけれども、何でしょうね。

水面下で聞いたときには、そんなある意味、ちょっとこの課長が困っちゃうかもしれないですけども、もしいい事例であれば、それ取り入れることももしかしたら検討するかもしれません。そこは話通じてたのですけれども、ちょっとその辺が、私は疑問なのということです。

○議長（畑岡洋二君） 環境推進部長小里貴樹君。

○環境推進部長（小里貴樹君） 議員がおっしゃられてることは、例えばいい事例を議員が提案したらというお話だったかもしれませんが、あくまでも仮定の話でございます。仮定の話の部分について、本会議場で私のほうから、それに対して答弁させていただくことは控えさせていただきます。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） 仮定ではなくて、実際に誰かが申請したとなればまた違ってくるということなのですよね。そういう理解でよろしいでしょうか。

説明はいただけるということだったのですけれども。

○議長（畑岡洋二君） 産業経済部長小里貴樹君。

○産業経済部長（小里貴樹君） 今おっしゃられてること自体が、仮定の話なのではないかなと。

我々は申請が上がってきたものについては受理し、審査をしますということは、お答えさせていただいてると思います。

○議長（畑岡洋二君） 酒井正輝君。

○2番（酒井正輝君） 分かりました。ありがとうございます。

終わります。

○議長（畑岡洋二君） 2番酒井正輝君の一般質問を終わります。

散会の宣告

○議長（畑岡洋二君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、12日午前10時から開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後4時25分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 畑 岡 洋 二

署 名 議 員 石 井 栄

署 名 議 員 飯 田 正 憲